

欧州特許庁
欧州特許付与に関する条約の施行規則

2015年10月14日改正

2016年11月1日施行

目次

第 I 部 条約第 I 部施行規則

第 I 章 総則

- 規則 1 書面手続
- 規則 2 書類の提出及び様式要件
- 規則 3 書面手続における言語
- 規則 4 口頭手続における言語
- 規則 5 翻訳文の証明
- 規則 6 翻訳文の提出及び手数料の削減
- 規則 7 欧州特許出願に係る翻訳文の法的真正性

第 II 章 欧州特許庁の組織

第 1 節 一般的事項

- 規則 8 特許分類
- 規則 9 欧州特許庁の運営構造
- 規則 10 受理課及び審査部の責任
- 規則 11 第 1 審の部門に対する職務の割当

第 2 節 審判部及び拡大審判部の組織

- 規則 12 [廃止]
- 規則 12a 審判部ユニットの組織及び運営並びに審判部長官
- 規則 12b 審判部幹部会及び審判部業務配分方式
- 規則 12c 審判部委員会並びに審判部及び拡大審判部の手続規則採択手続
- 規則 12d 審判部及び拡大審判部の、審判長を含む構成員の任命及び再任
- 規則 13 拡大審判部に対する業務配分方式

第 II 部 条約第 II 部施行規則

第 I 章 出願人が権利を有していない場合の手続

- 規則 14 手続の中止
- 規則 15 取下げに関する制限
- 規則 16 第 61 条(1)に基づく手続
- 規則 17 権利を有する者による新たな欧州特許出願

規則 18 欧州特許に関する権利の一部移転

第 II 章 発明者についての言及

規則 19 発明者の指定

規則 20 発明者についての言及の公表

規則 21 発明者指定の更正

第 III 章 移転, ライセンス及びその他の権利の登録

規則 22 移転の登録

規則 23 ライセンス及びその他の権利の登録

規則 24 ライセンスの登録に関する特記事項

第 IV 章 博覧会の証明書

規則 25 博覧会の証明書

第 V 章 生物工学的発明

規則 26 通則及び定義

規則 27 特許を受けることができる生物工学的発明

規則 28 特許性の例外

規則 29 人体及びその構成要素

規則 30 ヌクレオチド及びアミノ酸配列に関する欧州特許出願についての要件

規則 31 生物学的材料の寄託

規則 32 専門家への分譲

規則 33 生物学的材料の利用

規則 34 生物学的材料の新たな寄託

第 III 部 条約第 III 部施行規則

第 I 章 欧州特許出願

規則 35 通則

規則 36 欧州分割出願

規則 37 欧州特許出願の発送

規則 38 出願手数料及び調査手数料

規則 39 指定手数料

規則 40 出願日

第 II 章 出願に関する規定

規則 41 付与を求める願書

規則 42 明細書の内容

規則 43 クレームの形式及び内容

規則 44 発明の単一性

- 規則 45 手数料を発生させるクレーム
- 規則 46 図面の形式
- 規則 47 要約の形式及び内容
- 規則 48 禁止事項
- 規則 49 出願書類の提示に関する通則
- 規則 50 後に提出する書類

第 III 章 更新手数料

- 規則 51 更新手数料の納付

第 IV 章 優先権

- 規則 52 優先権の申立
- 規則 53 優先権書類
- 規則 54 優先権書類の発行

第 IV 部 条約第 IV 部施行規則

第 I 章 受理課による審査

- 規則 55 出願時の審査
- 規則 56 明細書の欠落部分及び欠落した図面
- 規則 57 方式要件に関する審査
- 規則 58 出願書類における欠陥の補充
- 規則 59 優先権主張における欠陥
- 規則 60 後にする発明者の指定

第 II 章 欧州調査報告

- 規則 61 欧州調査報告の内容
- 規則 62 拡大欧州調査報告
- 規則 62a 複数の独立クレームを含む出願
- 規則 63 不完全調査
- 規則 64 発明が単一性を欠いている場合の欧州調査報告
- 規則 65 欧州調査報告の送付
- 規則 66 要約の最終的内容

第 III 章 欧州特許出願の公開

- 規則 67 公開の技術的準備
- 規則 68 欧州特許出願及び欧州調査報告に係る公開の形式
- 規則 69 公開についての情報
- 規則 70 審査請求

第 IV 章 審査部による審査

- 規則 70a 拡大欧州調査報告に対する応答
- 規則 70b 調査結果の写しの請求
- 規則 71 審査手続
- 規則 71a 付与手続の終結
- 規則 72 異なる出願人に対する欧州特許の付与

第 V 章 欧州特許明細書

- 規則 73 明細書の内容及び形式
- 規則 74 欧州特許証

第 V 部 条約第 V 部施行規則

第 I 章 異議申立手続

- 規則 75 特許の放棄又は失効
- 規則 76 異議申立の様式及び内容
- 規則 77 受容することができないものとしての異議申立の却下
- 規則 78 特許所有者が権利を有していない場合の手続
- 規則 79 異議申立の審査の準備
- 規則 80 欧州特許の補正
- 規則 81 異議申立の審査
- 規則 82 補正された形式での欧州特許の維持
- 規則 83 文献の請求
- 規則 84 欧州特許庁の職権による異議申立手続の続行
- 規則 85 欧州特許の移転
- 規則 86 異議申立手続における書類
- 規則 87 新たな欧州特許明細書の内容及び形式
- 規則 88 費用
- 規則 89 侵害者とされた者の参加

第 II 章 限定又は取消の手続

- 規則 90 手続の対象
- 規則 91 手続についての責任
- 規則 92 請求要件
- 規則 93 異議申立手続の優先性
- 規則 94 受容することができないものとしての請求の拒絶
- 規則 95 請求についての決定
- 規則 96 補正された欧州特許明細書の内容及び形式

第 VI 部 条約第 VI 部施行規則

第 I 章 審判請求手続

- 規則 97 費用の配分及び金額決定に対する審判請求
- 規則 98 特許の放棄又は失効
- 規則 99 審判請求通知書の内容及び理由陳述書
- 規則 100 審判の審理
- 規則 101 受容することができないものとしての審判請求の拒絶
- 規則 102 審決の形式
- 規則 103 審判請求手数料の返却

第 II 章 拡大審判部による再審理を求める申請

- 規則 104 更なる基本的な手続上の欠陥
- 規則 105 犯罪行為
- 規則 106 不服申立の義務
- 規則 107 再審理申請の内容
- 規則 108 申請の審査
- 規則 109 再審理申請の処理手続
- 規則 110 再審理申請手数料の返却

第 VII 部 条約第 VII 部施行規則

第 I 章 欧州特許庁の決定及び通知

- 規則 111 決定の形式
- 規則 112 権利失効の認定
- 規則 113 署名, 名称, 印

第 II 章 第三者による意見

- 規則 114 第三者による意見

第 III 章 口頭手続及び証拠調べ

- 規則 115 口頭手続への召喚
- 規則 116 口頭手続の準備
- 規則 117 証拠調べに関する決定
- 規則 118 欧州特許庁において証言をさせるための召喚
- 規則 119 欧州特許庁における証拠審査
- 規則 120 国内管轄裁判所による聴聞
- 規則 121 鑑定人への委託
- 規則 122 証拠調べの費用
- 規則 123 証拠保全
- 規則 124 口頭手続及び証拠調べの調書

第 IV 章 通告

- 規則 125 総則

- 規則 126 郵便による通告
- 規則 127 電気通信手段による通告
- 規則 128 手交による通告
- 規則 129 公示通告
- 規則 130 代理人への通告

第 V 章 期間

- 規則 131 期間の計算
- 規則 132 欧州特許庁が指定する期間
- 規則 133 書類の遅延受領
- 規則 134 期間延長
- 規則 135 手続の続行
- 規則 136 権利の回復

第 VI 章 補正及び訂正

- 規則 137 欧州特許出願の補正
- 規則 138 異なる国についての異なるクレーム，明細書及び図面
- 規則 139 欧州特許庁に提出された書類における誤りの訂正
- 規則 140 決定における誤りの訂正

第 VII 章 先行技術に関する情報

- 規則 141 先行技術に関する情報

第 VIII 章 手続の中断

- 規則 142 手続の中断

第 IX 章 公衆に対する情報

- 規則 143 欧州特許登録簿への記入事項
- 規則 144 ファイルの一部であって，閲覧から除外されるもの
- 規則 145 ファイル閲覧の手続
- 規則 146 ファイルに含まれている情報の通知
- 規則 147 ファイルの構成，維持及び保存

第 X 章 法的及び管理上の協力

- 規則 148 欧州特許庁と締約国の当局との間の通知
- 規則 149 締約国の裁判所若しくは当局による又はそれらを経由してのファイルの閲覧
- 規則 150 嘱託書についての手続

第 XI 章 代理

- 規則 151 共通代理人の選任
- 規則 152 委任状

規則 153 弁護士－依頼人の証拠秘匿特権

規則 154 職業代理人名簿の変更

第 VIII 部 条約第 VIII 部施行規則

規則 155 変更の請求の提出及び移送

規則 156 変更が行われたときの公衆に対する情報

第 IX 部 条約第 IX 部施行規則

規則 157 受理官庁としての欧州特許庁

規則 158 国際調査機関又は国際予備審査機関としての欧州特許庁

規則 159 指定官庁又は選択官庁としての欧州特許庁－欧州段階への移行の要件

規則 160 一定の要件の不履行の結果

規則 161 出願の補正

規則 162 手数料を生じさせるクレーム

規則 163 欧州特許庁による一定の方式要件の審査

規則 164 発明の単一性及び更なる調査

規則 165 第 54 条(3)に基づく抵触出願としての Euro-PCT 出願

第 I 部 条約第 I 部施行規則

第 I 章 総則

規則 1 書面手続

欧州特許庁における書面手続において、書面様式を使用すべき旨の要件は、書類の内容を紙面上に判読可能な形式で再生することができる場合は、満たされている。

規則 2 書類の提出及び様式要件

- (1) 欧州特許庁における手続において、書類は、手交によって、郵便によって又は電気通信手段によって提出することができる。欧州特許庁長官は、書類の提出に関し、その詳細及び条件並びに適切な場合は特別な様式的又は技術的要件を定める。特に長官は、確認が提供されるべき旨の指示をすることができる。当該確認が期限内に提供されない場合は、それに係る欧州特許出願は拒絶される。その後提出される書類は、受領されなかったものとみなす。
- (2) 条約が書類は署名されていなければならない旨を定めている場合は、その書類の真正性は、手書きの署名又は欧州特許庁長官が使用を許可している他の適切な手段によって確認することができる。当該手段によって真正性が証明された書類は、紙面様式によって提出された手書きの署名が付されている書類と同様に、署名についての法的要件を満たしているとみなす。

規則 3 書面手続における言語

- (1) 欧州特許庁における書面手続において、当事者は、欧州特許庁の何れの公用語も使用することができる。第 14 条(4)にいう翻訳文は、欧州特許庁の何れの公用語によっても提出することができる。
- (2) 欧州特許出願又は欧州特許についての補正書は、その手続言語によって提出する。
- (3) 書証及び特に刊行物は、如何なる言語によっても提出することができる。ただし、欧州特許庁は、その公用語の 1 による翻訳文を指定する期間内に提出するよう要求することができる。所要の翻訳文が期限内に提出されない場合は、欧州特許庁は、その書類を無視することができる。

規則 4 口頭手続における言語

- (1) 欧州特許庁における口頭手続の如何なる当事者も、当該口頭手続の日の少なくとも 1 月前に欧州特許庁に通知するか又は手続言語への通訳の用意をする場合は、欧州特許庁の公用語であって、その手続言語ではないものを使用することができる。如何なる当事者も、手続言語への通訳を用意する場合は、締約国の公用語を使用することができる。欧州特許庁は、これらの規定の一部変更を許可することができる。
- (2) 口頭手続の際に、欧州特許庁職員は、欧州特許庁の公用語であるが、手続言語でないものを使用することができる。
- (3) 証拠調べの場合において、聴聞を受ける当事者、証人又は鑑定人は、欧州特許庁又は締約国の公用語の何れか 1 によって適切に自己の考えを述べることができなるときは、他の言語を使用することができる。証拠調べが手続の一方の当事者の請求に基づいて行われる場合

は、欧州特許庁の公用語以外の言語で自己の意見を表明する当事者、証人又は鑑定人については、請求した当事者が手続言語への通訳の用意をした場合に限り、聴聞をする。ただし、欧州特許庁は、他の公用語の1への通訳を許可することができる。

(4) 関連する当事者及び欧州特許庁が合意したときは、如何なる言語も使用することができる。

(5) 欧州特許庁は、必要な場合は、自らの費用で手続言語又は適切である場合はそれ以外の公用語への通訳を用意する。ただし、この通訳が手続の当事者の一方の責任である場合は、この限りでない。

(6) 欧州特許庁職員、当事者、証人又は鑑定人によって欧州特許庁の公用語でなされた陳述は、その言語で調書に記入する。他の何れかの言語による陳述は、翻訳文に使用した公用語で記入する。欧州特許出願又は欧州特許の補正は、その手続言語で調書に記入する。

規則 5 翻訳文の証明

書類の翻訳文を要求する場合は、欧州特許庁は、翻訳文が原本と一致している旨の証明書を指定する期間内に提出するよう要求することができる。期限内に証明書が提出されなかった場合は、別段の定めがあるときを除き、その書類は提出されなかったものとみなす。

規則 6 翻訳文の提出及び手数料の減額

(1) 第14条(2)に基づく翻訳文は、欧州特許出願から2月以内に提出する。

(2) 第14条(4)に基づく翻訳文は、それに係る書類の提出から1月以内に提出する。この規定は、第105a条に基づく請求に対しても適用する。書類が異議申立若しくは審判請求の通知書、審判請求理由陳述書又は再審理申請書である場合において、当該の通知書、陳述書又は申請書を提出するための期間が前記期間より後に満了するときは、翻訳文は、その期間内に提出することができる。

(3) 第14条(4)にいう者が、当該規定において認められている言語によって、欧州特許出願又は審査請求書を提出する場合は、出願手数料又は審査手数料は、手数料に関する規則に従って減額される。

(4) (3)にいう減額は、次の者が利用できる。

(a) 中小企業

(b) 自然人、又は

(c) 非営利組織、大学若しくは公共の研究機関

(5) (4)(a)の目的では、零細、小規模及び中規模企業の定義に関する2003年5月6日の委員会勧告2003/361/ECであって、2003年5月20日の欧州連合官報L124、36頁で公表されたものが適用される。

(6) (3)にいう手数料減額の恩恵を受けようとする出願人は、自らを、(4)の意味における事業体又は自然人であることを宣言しなければならない。当該宣言の真実性に関して合理的な疑義がある場合は、庁は証拠を要求することができる。

(7) 出願人が複数である場合は、各出願人が(4)の意味における事業体又は自然人でなければならない。

規則 7 欧州特許出願に係る翻訳文の法的真正性

反証のない限り、欧州特許庁は、欧州特許出願又は欧州特許の対象が出願時の出願内容を超えているか否かを決定する目的では、第 14 条(2)又は規則 40(3)に基づいて提出される翻訳文は出願の元の正文に一致するものと推定する。

第 II 章 欧州特許庁の組織

第 1 節 一般的事項

規則 8 特許分類

欧州特許庁は、1971 年 3 月 24 日の「国際特許分類に関するストラスブール協定」(以下「国際分類」という)第 1 条にいう分類を使用する。

規則 9 欧州特許庁の運営構造

(1) 欧州特許庁は運営上、複数の総局に分かれ、それらに対して第 15 条(a)から(e)までに指定した部門並びに庁の法律事項及び内部管理を処理するために設立する業務部門を割り当てる。

(2) 各総局は、副長官が監督する。副長官の総局への任命は、管理理事会が欧州特許庁長官に諮問した上で決定する。

規則 10 受理課及び審査部の責任

(1) 受理課は、審査部が欧州特許出願に関する第 94 条(1)に基づく審査について責任を負うようになる時まで、欧州特許出願の提出時の審査及び方式要件の審査について責任を負う。

(2) (3)及び(4)に従うことを条件として、審査部は、審査請求が提出された時から、欧州特許出願に関する第 94 条(1)に基づく審査について責任を負う。

(3) 欧州調査報告が出願人に発送される前に審査請求が提出される場合は、審査部は、(4)に従うことを条件として、欧州特許庁が規則 70(2)に基づく指示を受領した時から責任を負う。

(4) 欧州調査報告が出願人に発送される前に審査請求が提出され、かつ、出願人が規則 70(2)に基づく権利を放棄している場合は、審査部は、調査報告が出願人に発送される時から責任を負う。

規則 11 第 1 審の部門に対する職務の割当

(1) 調査部、審査部又は異議部の構成員として行動する技術的資格を有する審査官は、局に配属される。欧州特許庁長官は、国際分類を参照して、それらの局に職務を割り当てる。

(2) 欧州特許庁長官は、受理課、調査部、審査部、異議部及び法律部に対し、条約に基づいてそれらに与えられた責務に加え、追加の職務を割り当てることができる。

(3) 欧州特許庁長官は、技術的又は法律的資格を有する審査官でない職員に対し、調査部、審査部又は異議部に属し、技術的又は法律的困難を伴わない職務の遂行を委託することができる。

第 2 節 審判部及び拡大審判部の組織

規則 12 [廃止]

規則 12a 審判部ユニットの組織及び運営並びに審判部長官

(1) 審判部及び拡大審判部は、その登録及び支援部門を含めて、独立したユニット(「審判部

ユニット」)として組織され、審判部長官により指揮される。拡大審判部の審判長は、審判部長官として行動する。審判部長官は、規則 12c(1)に基づいて設置された委員会及び欧州特許庁長官による共同提案に基づいて、管理理事会により任命される。審判部長官が不在又は体調不良の場合は、拡大審判部の構成員の 1 が、管理理事会の定める手続に従ってその代替を務める。

(2) 審判部長官は、審判部ユニットを管理するものとし、この目的のために、欧州特許庁長官から自らに委任された職務及び権限を有する。審判部長官は、委任された職務及び権限を行使するに際し、管理理事会に対してのみ責任を有し、階層的かつ規律的権威に従う。

(3) 第 10 条(2)(d)及び第 46 条を害することなく、審判部長官は、審判部門に係る具体的予算要求を準備する。この要求は、欧州特許庁の関連する部門により検討・議論され、かつ、審判部長官から、規則 12c(1)に基づいて設置された委員会にその意見を求めて提出される。その後年間予算案の考慮のために欧州特許庁長官に提出される。欧州特許庁長官は、採択された予算に呈示された必要な資源を審判部長官に提供する。

(4) 欧州特許庁長官は、必要な限りかつ採択された予算の範囲内で、審判部長官が利用可能な、規則 9(1)に記載する業務を行うものとする。

規則 12b 審判部幹部会及び審判部業務配分方式

(1) 審判部ユニットにおける自律機関(審判部幹部会)は、審判部長官(議長を務める)及び審判部の構成員 12 名(6 名は審判長及び 6 名は他の構成員)によって構成する。

(2) 幹部会の構成員はすべて、2 年を任期とし、審判部の審判長及び構成員によって選任される。幹部会の完全な構成に到達することができない場合は、その空席は、最も先任の審判長及び構成員を指定することによって満たす。

(3) 幹部会は次を行う。

(a) その構成員の選出及び指名に係わる手続を採択すること

(b) 第 10 条(2)(c)及び第 33 条(2)(b)に従って採択された規則を害することなく、審判部及び拡大審判部の構成員及び審判長に係わる行動規範(管理理事会の承認に従うべきもの)を採択すること

(c) 審判部及び拡大審判部の手続規則に対する修正提案に関し、審判部長官に助言すること

(d) 審判部ユニットの機能全般に係わる事項に関し、審判部長官に助言すること

(4) 各事業年度開始前に、すべての審判長を含むように拡大された幹部会は、審判部に職務を割り当てる。同一の構成で、幹部会は、2 以上の審判部間での職務の割当に関する対立についての決定をする。拡大幹部会は、審判部の正規及び代替の構成員を指名する。1 の審判部の構成員を 2 以上の審判部の構成員に指名することができる。これらの措置は、必要な場合は、当該事業年度の途中においても修正することができる。

(5) 幹部会は、少なくともその構成員 5 名が出席している場合に限り、決定をすることができる。出席者には、審判部長官又はその代理及び 2 の審判部の審判長が含まれていなければならない。(4)にいう職務に関するときは、審判部長官又はその代理及び 3 の審判部の審判長を含めて、9 名の構成員が出席していなければならない。決定は、多数決による。賛否同数の場合は、議長又はその代理が決定投票を有する。棄権は投票とみなさない。

(6) 管理理事会は、第 134a 条(1)(c)に基づく職務を審判部に割り当てることができる。

規則 12c 審判部委員会並びに審判部及び拡大審判部の手続規則採択手続

(1) 管理理事会は、委員会(「審判部委員会」)を設置して、審判部ユニット全般に関し同委員会及び審判部長官に助言を行い、審判部及び拡大審判部の手続規則を採択する。委員会は管理理事会が任命する6名の構成員、第26条の意味における締約国代表団からの3名及び国際若しくは欧州裁判所又は締約国の裁判所の現職若しくは元裁判官3名で構成される。欧州特許庁長官及び審判部長官は、委員会の会合に出席する権利を有する。更なる詳細、特に委員会の構成、代替構成員、審判部門への助言に際しての作業手配及び職務に関しては、委員会を設立する決定において管理理事会により定められる。

(2) 審判部長官の提案があったとき、かつ、欧州特許庁長官が意見を述べる機会を与えられた後に、(1)に基づく委員会は、審判部及び拡大審判部の手続規則を採択する。

規則 12d 審判部及び拡大審判部の、審判長を含む構成員の任命及び再任

(1) 拡大審判部の審判長は、自らの任命時に、審判部の法律資格を有する構成員としても任命される。

(2) 欧州特許庁長官からの委任時に、審判部長官は、審判長を含む審判部の構成員及び拡大審判部の構成員を提案して管理理事会による任命を求める権利並びにそれらの者の再任(第11条(3))及び外部の法律資格を有する構成員の任命・再任(第11条(5))に関して諮問される権利を行使するものとする。

(3) 審判部長官は、(2)に基づく、再任に関して諮問される権利の行使に際しては、構成員又は審判長の業績の評価を含む理由を付した意見書を管理理事会に提出する。業績の評価基準は、規則12c(1)に基づいて設立された委員会と協議の上、審判部長官により定められる。肯定的意見・業績評価及び第11条(3)に基づくポストの数であって、審判部ユニットの採択された予算の範囲内に収まるものに従うことを条件として、審判部及び拡大審判部の、審判長を含む構成員は、第23条(1)に基づく5年期間の終了時に再任されるものとする。

規則 13 拡大審判部に対する業務配分方式

各事業年度の開始前に、第11条(3)に基づいて任命された拡大審判部の構成員は、第22条(1)(a)及び(b)に基づく手続に関する、拡大審判部の正規及び予備の構成員並びに第22条(1)(c)に基づく手続に関する、正規及び予備の構成員を指名する。

決定は、拡大審判委員会の議長を含む少なくとも5名の構成員が出席している場合に限り行うことができる。賛否同数の場合は、議長又はその代理が決定投票を有する。棄権は投票とみなさない。

第 II 部 条約第 II 部施行規則

第 I 章 出願人が権利を有していない場合の手続

規則 14 手続の中止

(1) 第三者が、第 61 条(1)の意味における決定を求めて、出願人を相手とする訴訟手続を開始した旨の証拠を提出したときは、その第三者が欧州特許庁に対し、書面をもって付与手続の続行についての同意を伝えない限り付与手続は停止する。当該同意は、取り消すことができない。ただし、付与手続は、欧州特許出願の公開前においては停止しない。

(2) 第 61 条(1)の意味における最終決定が行われた旨の証拠が提供された場合は、第 61 条(1)(b)に基づく新たな欧州特許出願がすべての指定締約国を対象として提出されていない限り、欧州特許庁は、出願人及び他に当事者があるときはその当事者に対し、その通知に記載している日から付与手続を再開する旨を知らせる。決定が第三者にとって有利である場合は、第三者が再開を請求しない限り、手続は、その決定の確定後 3 月より前には再開することができない。

(3) 付与手続を停止するとき又はその後に、(1)に基づいて開始された国内訴訟手続が如何なる段階に到達しているかに拘らず、欧州特許庁は、自らが手続の再開を意図する日を定めることができる。同庁は、当該日を第三者、出願人及び他に当事者があるときはその当事者に通知する。最終決定が行われた旨の証拠がその日までに提出されなかった場合は、欧州特許庁は、手続を再開することができる。

(4) 手続中止の日に進行中の期間は、更新手数料納付のための期間を除き、その中止によって進行が中断される。未経過期間は、手続が再開された日から進行を開始する。ただし、当該再開の後になお進行すべき期間は、2 月以上とする。

規則 15 取下げに関する制限

第三者が規則 14(1)に基づく国内訴訟手続を開始した旨の証拠を提供した日から、付与手続が再開される日までは、欧州特許出願及び締約国の指定の何れも取り下げることができない。

規則 16 第 61 条(1)に基づく手続

(1) 欧州特許を受ける権利を有する者は、次の条件が満たされる場合に限り、第 61 条(1)に基づく救済手段を利用することができる。

- (a) 同人が、自らの権利を承認する決定が確定してから 3 月以内に、それを行うこと、及び
- (b) 欧州特許が未だ付与されていないこと

(2) 当該救済手段は、欧州特許出願において指定されている締約国であって、その国に関して決定が行われ若しくは承認されたもの又は「承認に関する議定書」に基づいて承認されなければならないものに限り適用する。

規則 17 権利を有する者による新たな欧州特許出願

(1) 欧州特許を受ける権利を有すると確定決定によって判断された者が第 61 条(1)(b)に基づく新たな欧州特許出願をした場合は、原出願は、新たな出願の出願日に、後者において指定されている締約国であって、その国に関して決定が行われ若しくは承認されたもの又は「承

認に関する議定書」に基づいて承認されなければならないものに対して、取り下げられたものとみなす。

(2) 出願手数料及び調査手数料は、新たな出願から1月以内に納付する。出願手数料又は調査手数料が期限内に納付されない場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

(3) 指定手数料は、欧州特許公報が新たな出願に関して作成された欧州調査報告の発行について言及した日から6月以内に納付する。規則39(2)及び(3)を適用する。

規則18 欧州特許に関する権利の一部移転

(1) 確定決定が、第三者は原欧州特許出願に開示された事項の一部に限り欧州特許を受ける権利を有すると決定した場合は、第61条並びに規則16及び規則17を当該部分に適用する。

(2) 適切な場合は、原欧州特許出願は、指定締約国であって、その国に関して決定が行われ若しくは承認されたもの又は「承認に関する議定書」に基づいて承認されなければならないものについて、他の指定締約国に対するクレーム、明細書及び図面と異なるものを含む。

第 II 章 発明者についての言及

規則 19 発明者の指定

(1) 欧州特許の付与を求める願書には、発明者の指定を含める。ただし、出願人が発明者でないか又は単独の発明者でない場合は、その指定は、別の書類として提出する。指定書には、発明者の姓、名、完全な宛先を記載し、第 81 条にいう陳述を含め、更に出願人又はその代理人の署名を付す。

(2) 欧州特許庁は、発明者の指定の正確性については確認しない。

(3) 出願人が発明者でないか又は単独の発明者でない場合は、欧州特許庁は、指定された発明者に対し、発明者を指定する書類にある情報及び次の事項を通知する。

(a) 欧州特許出願の番号

(b) 欧州特許出願の出願日及び優先権が主張されている場合は先の出願の日付、国名及び出願番号

(c) 出願人の名称

(d) 発明の名称

(e) 指定された締約国

(4) 出願人及び発明者は、(3)に基づく通知の遺漏又はその通知に含まれている誤りの何れも援用することができない。

規則 20 発明者についての言及の公表

(1) 指定された発明者は、公開される欧州特許出願及び欧州特許明細書において明記される。ただし、同人がそのように明記される権利を放棄する旨を書面により欧州特許庁に通知するときは、この限りでない。

(2) 第三者が、欧州特許庁に対し、欧州特許の出願人又は所有者は当該人を発明者として指定すべき旨を決定している最終決定を提出した場合に、(1)を適用する。

規則 21 発明者指定の更正

(1) 発明者の不正確な指定は、請求があったときは更正する、ただし誤って指定された者の同意及びその請求が第三者によって提出される場合は、特許の出願人又は所有者の同意が付されている場合に限る。規則 19 を準用する。

(2) 発明者の不正確な指定が欧州特許登録簿に登録されており又は欧州特許公報において公告されている場合は、その更正又は抹消も登録又は公告する。

第 III 章 移転、ライセンス及びその他の権利の登録

規則 22 移転の登録

(1) 欧州特許出願の移転は、利害関係人から請求があり、当該移転の証拠を提供する書類の提出があったときは、欧州特許登録簿に記録する。

(2) 当該請求は、取扱手数料が納付されるまでは提出されたものとみなさない。請求は、(1)が満たされていない場合に限り、却下することができる。

(3) 移転は、欧州特許庁に対しては、(1)にいう書類が提出された日及びその範囲において、効力を有する。

規則 23 ライセンス及びその他の権利の登録

(1) 規則 22(1)及び(2)は、ライセンスの付与又は移転、欧州特許出願に関する対物的権利の設定又は移転及び当該出願に関する法的執行手段に準用する。

(2) (1)に基づく登録は、請求があり、その請求が権利は消滅した旨の証拠を提供する書類又は権利の所有者によるその登録の抹消についての同意書によって裏付けられているときは、抹消する。規則 22(2)を準用する。

規則 24 ライセンスの登録に関する特記事項

欧州特許出願に関するライセンスは、次の通り記録する。

(a) 出願人及びライセンシーが請求するときは、排他的ライセンスとして、

(b) ライセンスが欧州特許登録簿に記録されているライセンシーによって付与される場合は、サブライセンスとして

第 IV 章 博覧会の証明書

規則 25 博覧会の証明書

出願人は、欧州特許の出願から 4 月以内に、第 55 条(2)にいう証明書であって、次の内容を有するものを提出する。

- (a) 博覧会における工業所有権の保護に対して責任を負う当局が博覧会において発行し、
- (b) その発明が実際にその博覧会において展示されていたことを陳述しており、
- (c) 博覧会の開会日及び発明が開会日より後に開示されていた場合は、その発明が最初に開示された日を陳述しており、また
- (d) 前記の当局によって正規に認証された、発明の特定が添付されているもの

第 V 章 生物工学的発明

規則 26 通則及び定義

- (1) 生物工学的発明に関する欧州特許出願及び特許に対しては、条約の関連規定を適用し、本章の規定に従って解釈する。生物工学的発明の法的保護に関する 1998 年 7 月 6 日の指令 98/44/EC は、解釈の補足的手段として使用する。
- (2) 「生物工学的発明」とは、発明であって、生物学的材料から構成され若しくはそれを含む製品又は生物学的材料を生産し、処理し若しくは使用方法に関するものをいう。
- (3) 「生物学的材料」とは、材料であって、遺伝子情報を含んでおり、それ自体で繁殖すること又は生物系において繁殖することが可能なものをいう。
- (4) 「植物品種」とは、既知の最下位級に属する単一植物分類群の中での植物群であって、植物品種権の付与を受けるための条件が完全に満たされているか否かを問わず、次の条件を満たすことができるものをいう。
- (a) 所与の遺伝子型又は遺伝子型の組合せに起因する特性の表現によって定義することができること
- (b) 前記特性の少なくとも 1 による表現により他の植物群と識別することができること、及び
- (c) 繁殖するための適合性に関して、変化しない単位と考えられること
- (5) 植物又は動物を生産する方法は、それが全面的に異種交配又は淘汰等の自然現象によるものである場合は、本質的に生物学的である。
- (6) 「微生物学的方法」とは、微生物学的材料を含む、又はそれに基づいて行われる、又はそれを生じる方法をいう。

規則 27 特許を受けることができる生物工学的発明

生物工学的発明は、それが次の事項に関するものであるときも、特許を受けることができる。

- (a) 生物学的材料であって、それが以前に自然界において生じていた場合であっても、自然環境から分離されているか又は技術的方法の使用によって生産されるもの
- (b) 動物又は植物。ただし、その発明の技術的実行可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されないことを条件とする。
- (c) 微生物学的若しくはその他の技術的な方法又は当該方法の使用によって得られる生産物であって、植物若しくは動物の品種以外のもの

規則 28 特許性の例外

第 53 条(a)に基づき、欧州特許は、特に次に関する生物工学的発明には付与されない。

- (a) ヒトをクローン化する方法
- (b) ヒトに係る生殖細胞系の遺伝子的同一性を変更する方法
- (c) 工業目的又は商業目的でのヒトの胚の使用
- (d) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、ヒト又は動物に対する医学上の実質的な利益がなく、その動物に苦痛をもたらす虞があるもの及び当該方法から生じる動物

規則 29 人体及びその構成要素

- (1) 形成及び発達の種々の段階における人体並びに遺伝子の配列又は部分的配列を含め、その要素の 1 の単なる発見は、特許を受けることのできる発明を構成することができない。
- (2) 遺伝子の配列若しくは部分配列を含む要素であって人体から分離されているもの又はそれ以外に技術的な方法の使用によって生産されるものは、その要素の構造が天然の要素の構造と同一である場合であっても、特許を受けることのできる発明を構成することができる。
- (3) 遺伝子の配列又は部分的配列の産業上の利用は、特許出願において開示しなければならない。

規則 30 ヌクレオチド及びアミノ酸配列に関する欧州特許出願についての要件

- (1) ヌクレオチド又はアミノ酸配列を欧州特許出願において開示するときは、その明細書には、欧州特許庁長官がヌクレオチド及びアミノ酸配列に係る表示の標準化のために制定した規則に適合した配列リストを含める。
- (2) 出願日後に提出する配列リストは、明細書の一部とすることができない。
- (3) 出願人が、出願時に、(1)の要件を満たした配列リストを提出しなかったときは、欧州特許庁は、出願人に対して、当該配列リストの提出及び遅延提出手数料の納付を求める。出願人が前記の求めから 2 月以内に、所要の配列リストを提出せず、かつ、所要の遅延提出手数料の納付をしなかったときは、その出願は拒絶される。

規則 31 生物学的材料の寄託

- (1) 発明が、生物学的材料の使用を含んでいるか又は生物学的材料に関するものであり、当該材料を公衆が入手することができず、また、欧州特許出願において、当該技術の熟練者がその発明を実行することができる程度に記述することができない場合は、その発明は、次の条件が満たされる場合に限り、第 83 条に定められたとおりに開示されたものとみなす。
 - (a) 出願日以前に、生物学的材料の試料が承認された寄託機関に、1977 年 4 月 28 日の「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」に定められた条件と同一の条件に基づいて寄託されていること
 - (b) 出願時の出願が、生物学的材料の特性に関して出願人が入手することができる関連情報を与えていること
 - (c) 寄託機関及び寄託された生物学的材料の受理番号が出願書類に記載されていること、及び
 - (d) 出願人以外の者によって生物学的材料が寄託されている場合は、寄託者の名称及び宛先が出願書類に記載されていること。また、書類であって、寄託者が、出願においてその寄託生物学的材料に出願人が言及することを許可しており、かつ、寄託材料が規則 33 に従って公衆に分譲されることについての無条件かつ撤回不能の承諾を与えている旨の証拠を提供するものが、欧州特許庁に提出されていること
- (2) (1) (c) 及び (d) にいう情報は、次の時期に提供することができる。
 - (a) その出願の出願日又は優先権が主張されている場合はその優先日から 16 月以内。欧州特許出願の公開のための技術的準備が完了するまでに情報が通知された場合は、当該期間は守られたものとみなす。
 - (b) 第 93 条(1) (b) に基づく請求の提出日まで

(c) 欧州特許庁が、出願人に対し、第 128 条(2)に基づく書類閲覧権が存在することを通知してから 1 月以内

適用する期間は、前記期間の内、最初に満了する期間である。この情報の通知は、寄託生物学的材料を規則 33 に従って公衆の利用に供することについての、出願人による無条件かつ撤回不能の承諾を構成するものとみなす。

規則 32 専門家への分譲

(1) 欧州特許出願を公開するための技術的準備が完了するまでは、出願人は、

(a) 欧州特許の付与に関する言及の公告まで、又は該当する場合は、(b) 出願が拒絶され、取り下げられ若しくは取下げとみなされたときは出願日から 20 年の間は、規則 33 にいう利用は、請求人が指名した専門家に対する試料の分譲の形式でのみ行われるべきことを欧州特許庁に知らせることができる。

(2) 専門家としては、次の者を指名することができる。

(a) 自然人。ただし、請求人が、請求書を提出するときに、その指名には出願人の承認が得られている旨の証拠を提出することを条件とする。

(b) 自然人であって、欧州特許庁長官によって専門家として承認されている者
指名書には、出願人に対する専門家の宣言を添付しなければならない。その内容は、その特許がすべての指定国において期間満了となる日又はその出願が拒絶され、取り下げられ若しくは取下げとみなされた場合は(1) (b)にいう日まで、同人は規則 33 に基づいて与えられる保証をする旨のものとする。この場合は、請求人は第三者とみなされる。

規則 33 生物学的材料の利用

(1) 規則 31 に従って寄託された生物学的材料は、それに係る欧州特許出願の公開日から何人に対して及び第 128 条(2)に基づくファイル閲覧権を有する者に対して当該公開日前に、請求により利用に供される。規則 32 に従うことを条件として、当該利用は、請求をした者(以下「請求人」という)に対する試料の分譲によって行う。

(2) 当該分譲は、次の条件が満たされる場合にのみ行われる。請求人が特許の出願人又は所有者に対し、特許出願が拒絶され、取り下げられ若しくは取下げとみなされるときまで、又はそれに係る欧州特許がすべての指定国において満了する前においては当該生物学的材料又はそれから派生する生物学的材料を第三者の利用に供さない旨及びその材料を実験目的に限って使用する旨の保証をすること。ただし、特許の出願人又は所有者が、当該保証についての権利を明示して放棄するときは、この限りでない。

生物学的材料を実験目的に限って使用する旨の保証は、請求人がその材料を強制ライセンスに基づいて使用しているときは、適用しない。「強制ライセンス」という用語は、職権によるライセンス及び公益のために特許発明を実施する権利を含むと解釈される。

(3) (2)の適用上、派生物学的材料は、その発明の実行上必須である寄託材料の特性を引き続き示しているすべての材料を意味する。(2)に基づく保証は、特許手続の目的上必要な派生物学的材料の寄託を妨げない。

(4) (1)にいう請求は、欧州特許庁に対し、同庁により承認された様式によって提出する。欧州特許庁は、その様式上で、生物学的材料の寄託に言及している欧州特許出願がなされていること及びその請求人又は規則 32 に基づいて同人によって指名された専門家は当該材料の

試料の分譲を受ける権利を有することを証明する。欧州特許の付与後においても、請求は欧州特許庁に提出する。

(5) 欧州特許庁は、(4)に定めた証明を付し、請求書の写しを寄託機関及び特許の出願人又は所有者に発送する。

(6) 欧州特許庁は、その公式刊行物において、規則 31 から規則 34 までの適用上承認された寄託機関及び専門家の一覧を公告する。

規則 34 生物学的材料の新たな寄託

規則 31 に従って寄託された生物学的材料の、承認された寄託機関からの提供可能性が停止した場合において、次の条件が満たされるときは、提供可能性の中断は生じなかったものとみなす。当該材料の新たな寄託が、承認された寄託機関に対し、1977 年 4 月 28 日の「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」に定められた条件に基づいて行われること及び寄託機関が発行した新たな寄託についての受領書であって、欧州特許出願又は欧州特許の番号を記載したものの写しが、新たな寄託の日から 4 月以内に、欧州特許庁に発送されること。

第 III 部 条約第 III 部施行規則

第 I 章 欧州特許出願

規則 35 通則

- (1) 欧州特許出願は、ミュンヘン、ベルリン若しくはハーグにある欧州特許庁又は第 75 条(1)(b)にいう当局に対し、書面をもってすることができる。
- (2) 欧州特許出願を受けた当局は、出願を構成する書類に受領日を付し、また、出願人に対し、少なくとも出願番号並びに書類の性質、数量及び受領日を含む受領証を、遅滞なく発行する。
- (3) 欧州特許出願が第 75 条(1)(b)にいう当局に対してなされた場合は、当該当局は、欧州特許庁に対し、出願の受領及び特にその書類の性質、受領日、出願番号及び優先権が主張されている場合は優先日を、遅滞なく通知する。
- (4) 締約国の中央工業所有権官庁によって発送された欧州特許出願を受領したときは、欧州特許庁は、出願人に対してその旨を、同庁による受領日を明らかにして通知する。

規則 36 欧州分割出願

- (1) 出願人は、係属している先の欧州出願に関し、分割出願をすることができる。
- (2) 分割出願は、先の出願に係る手続言語によるものとする。先の出願が欧州特許庁の公用語でない場合は、分割出願は、先の出願の言語であることができる。先の出願の手続言語への翻訳文は、その後、分割出願から 2 月以内に提出することができる。分割出願は、ミュンヘン、ハーグ又はベルリンにある欧州特許庁に対して行う。
- (3) 出願手数料及び調査手数料は、分割出願の出願日から 1 月以内に納付する。出願手数料又は調査手数料を期限内に納付しなかったときは、その出願は取り下げられたものとみなす。
- (4) 指定手数料は、分割出願に関して作成された欧州調査報告の発行について欧州特許公報が言及した日から 6 月以内に納付する。規則 39(2)及び(3)を適用する。

規則 37 欧州特許出願の発送

- (1) 締約国の中央工業所有権官庁は、その国の国益のための発明の守秘に関する国内法の規定に従った最短の期間内に、欧州特許出願を欧州特許庁に発送しなければならない。また、当該発送が次の期間内に行われるよう、適切なすべての手続を取らなければならない。
 - (a) 出願の対象が国内法に基づく守秘の対象でないことが明らかな場合は、出願から 6 週間、又は
 - (b) 出願が守秘義務に関する追加の審査を必要とするときは、出願日から 4 月又は優先権が主張されている場合は優先日から 14 月
- (2) 欧州特許出願であって、欧州特許庁が出願から又は優先権が主張されている場合は優先日から 14 月以内に受領しなかったものは、取り下げられたものとみなす。この出願に関して納付された手数料があるときは、その手数料は返却される。

規則 38 出願手数料及び調査手数料

- (1) 出願手数料及び調査手数料は、欧州特許出願から 1 月以内に納付する。

(2) 出願が 35 頁を越える場合は、手数料に関する規則によって出願手数料の一部として割増手数料を定めることができる。

(3) (2)にいう割増手数料は、欧州特許出願から 1 月以内又は最初のクレーム一式の提出から 1 月以内又は規則 40(3)にいう認証謄本の提出から 1 月以内の何れか最終の満了までに納付しなければならない。

(4) 手数料に関する規則によって、それ自体が分割出願である先の出願に関して提出された分割出願の場合は、出願手数料の一部として割増手数料を定めることができる。

規則 39 指定手数料

(1) 指定手数料は、欧州特許公報が欧州調査報告の発行について言及した日から 6 月以内に納付する。

(2) 指定手数料が期限内に納付されなかったか、又はすべての締約国に関する指定が取り下げられたときは、その欧州特許出願は、取り下げられたものとみなす。

(3) 規則 37(2)第 2 文を損なうことなく、指定手数料は返却しない。

規則 40 出願日

(1) 欧州特許出願の出願日は、出願人によって提出された書類が次のものを含む日とする。

(a) 欧州特許を求める旨の表示

(b) 出願人を特定するか、又は出願人との通知を可能にする情報、及び

(c) 先にした出願についての記述又は言及

(2) (1)(c)に基づく先にした出願についての言及は、出願日及び出願番号並びに提出先である官庁を記載する。当該言及は、明細書及び図面があるときはその図面に代わる旨を表示する。

(3) 出願が(2)に基づく言及を含むときは、出願から 2 月以内に、先にした出願の認証謄本を提出する。先にした出願が欧州特許庁の公用語によるものでないときは、公用語の 1 による翻訳文を前記と同一の期間内に提出する。規則 53(2)を準用する。

第 II 章 出願に関する規定

規則 41 付与を求める願書

- (1) 欧州特許の付与を求める願書は、欧州特許庁によって作成された様式によって提出する。
- (2) 願書には、次の事項を記載する。
 - (a) 欧州特許の付与を求める旨の申立
 - (b) 発明の名称。これは、明確かつ簡潔に発明の技術的表示を陳述し、かつ、すべての架空名称を排除する。
 - (c) 出願人の名称、宛先及び国籍並びに出願人の居所又は主たる営業所が所在する国。自然人の名称は、姓によって表示し、その後の名を続ける。法人及び団体に関する法律に基づいて法人と同等である団体の名称は、その公式呼称によって表示する。宛先は、迅速な郵便配達のために適用される通常の要件に従って表示し、また、住居番号がある場合はそれを含め、関連するすべての行政単位を含める。ファックス及び電話の番号を表示することが望ましい。
 - (d) 出願人が代理人を任命している場合は、代理人の名称及び営業所の宛先であって、(c)の規定によるもの
 - (e) 該当する場合は、その出願が分割出願である旨の表示及び先の欧州特許出願の番号
 - (f) 第 61 条(1)(b)の対象である事例の場合は、原欧州特許出願の番号
 - (g) 適用可能な場合は、申立であって、先の出願の優先権を主張し、かつ、先の出願の出願日及び出願国又は指定国を表示しているもの
 - (h) 出願人又はその代理人の署名
 - (i) 願書に添付した書類の一覧。この一覧は、願書に添えて提出する明細書、クレーム、図面及び要約の枚数も表示する。
 - (j) 発明者が出願人である場合は、発明者の表示
- (3) 出願人が 2 以上である場合は、願書は、共通代理人として 1 の出願人又は代理人を指名することが望ましい。

規則 42 明細書の内容

- (1) 明細書は、次のように記述する。
 - (a) その発明が関連している技術分野を指定する。
 - (b) 出願人の知る限りにおいてその発明を理解し、欧州調査報告を作成し、更に、その欧州特許出願を審査する上で有用であると思われる背景技術を表示し、また、できれば当該技術を反映している書類を引用する。
 - (c) クレームしている発明を、その技術的課題(それが明白に陳述されていない場合を含む)及びその解決方法を理解することができるような表現で開示し、また、背景技術との関連においてその発明が有利な効果を有する場合は、その効果を記述する。
 - (d) 図面がある場合は、図面の図について簡単に説明する。
 - (e) クレームに記載されている発明を実施するための少なくとも 1 の方法を詳細に説明する。その場合は、適切なきは具体例を使用し、図面があるときはその図面を引用する。
 - (f) 発明の説明又は内容から明らかでない場合は、その発明の産業上利用可能な方法を明示的に指摘する。
- (2) 明細書は、(1)において指定した方法と順序で提示する。ただし、発明の内容上、異なる

形式での提示が発明を一層よく理解させるか、又はより簡潔となるときは、この限りでない。

規則 43 クレームの形式及び内容

(1) クレームは、保護が求められている事項を、発明の技術的特徴に関して定義する。適切と認められるときは、クレームには次の事項を含める。

(a) 発明の主題の指定及び技術的特徴であって、クレームする主題の定義のために必要であるが、結合して先行技術をなすものを示す陳述

(b) 特徴部分であって、「を特徴とする」又は「によって特徴付けられる」という表現によって始まり、(a)に記載した技術的特徴と結合して保護が求められている技術的特徴を明示しているもの

(2) 第 82 条を損なうことなく、欧州特許出願は、同一範疇(製品、方法、装置又は用途)に属する 2 以上の独立クレームを含むことができる、ただし出願の主題が次の項目の 1 に係わっている場合に限る。

(a) 相互に関連する複数の製品

(b) 製品又は装置の異なる用途

(c) 特定の問題についての代替的解決法。

ただし、これらの代替的解決法を単一のクレームに包含させることが適切でない場合に限る。

(3) 発明の本質的特徴を記載したクレームは、その発明の特定の実施態様に関する 1 又は 2 以上のクレームを伴うことができる。

(4) 他のクレームのすべての特徴を含むクレーム(従属クレーム)は、可能なときは冒頭において他のクレームを引用し、その後追加の特徴を記載する。他の従属クレームを直接引用する従属クレームも認められる。前の単一のクレームを引用するすべての従属クレーム及び前の複数のクレームを引用するすべての従属クレームは、可能な範囲において、かつ、最も適切な方法でとりまとめる。

(5) クレームの数は、クレームする発明の内容に関して適切な数でなければならない。複数のクレームには、アラビア数字による連続番号を付する。

(6) クレームは、絶対的に必要な場合を除いて、発明の技術的特徴を指定する際に、明細書又は図面の引用に依拠してはならない。特にクレームは、「明細書の……の箇所に記載されているように」又は「図面の第何図に示したように」のような表現を含んではならない。

(7) 欧州特許出願が引用符号を含む図面を含んでいる場合において、クレームの理解の助けとなるときは、クレームに記載する技術的特徴には、それらの特徴に関する当該引用符号を括弧に入れて続けることが望ましい。これらの引用符号はクレームを限定するものとは解釈しない。

規則 44 発明の単一性

(1) 一群の発明が同一の欧州特許出願中においてクレームされている場合は、第 82 条に基づく発明の単一性の要件は、これら発明の間に 1 又は 2 以上の同一の又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的な関係があるときに限り、満たされる。「特別な技術的特徴」という表現は、クレームされた各発明が全体として先行技術に対して行う貢献を明示する技術的特徴を意味する。

(2) 一群の発明が単一の包括的発明概念を形成するように関連しているか否についての決定

は、これらの発明が別個のクレームにおいてクレームされているか、又は単一のクレーム内における択一的なものとされているか否かを考慮することなく行う。

規則 45 手数料を発生させるクレーム

- (1) 15 を超えるクレームを含む欧州特許出願は、16 番目及びそれ以後のクレームに関して、手数料に関する規則に定めるクレーム手数料の納付を発生させる。
- (2) クレーム手数料は、最初のクレーム一式を提出してから 1 月以内に納付する。クレーム手数料を納付期限内に納付しなかった場合は、その手数料は、納付期限の不遵守に関する通知から 1 月以内に納付することができる。
- (3) クレーム手数料を期限内に納付しなかった場合は、それに関するクレームは放棄されたものとみなす。

規則 46 図面の形式

(1) 図面を含む用紙については、使用することができる面は、26.2 センチ×17 センチを超えてはならない。用紙の使用することができる面又は使用した面の周囲には、枠を記載しない。余白は少なくとも次のとおりとする。

上端 2.5 センチ

左側 2.5 センチ

右側 1.5 センチ

下端 1.0 センチ

(2) 図面は次のとおり作成する。

(a) 図面は、耐久性があり、黒色で、十分に濃厚で、一様な太さの明瞭な線で着色することなく作成する。

(b) 切断面はハッチングによって示す。この場合において、引用符号及び引出線の明瞭な読取を妨げてはならない。

(c) 図の大きさ及び作図の明瞭性は、3 分の 2 の線縮尺による電子的又は写真による複製をした場合にもすべての細部を容易に識別することができるようなものとする。例外的に図面の尺度を示す場合は、尺度は線図で表示する。

(d) 図面に記載するすべての数字、文字及び引用符号は、簡潔かつ明瞭なものとする。括弧、円又は引用符は、数字及び文字と共に用いてはならない。

(e) 図面中のすべての線は、通常、製図用具を用いて引く。

(f) 同一図の諸要素は、相互に均衡がとれたものとする。ただし、図の明瞭性のために、異なる比率が不可欠なときは、この限りでない。

(g) 数字及び文字の大きさは、縦 0.32 センチ以上とする。図面中の文字は、ローマ字及び慣習となっている場合は、ギリシャ文字を用いる。

(h) 図面の同一の用紙に、2 以上の図を記載することができる。2 以上の用紙に描く図が単一の図を構成する場合は、それぞれの用紙上の図は、部分図の何れの部分をも隠すことなく全体図が組み立てられるように配置する。個々の図は、不必要な間隔を置くことなく、望ましくは縦長の状態で、相互に明瞭に分離して配置する。図を縦長の状態で配置することができない場合は、図の上端を用紙の左側に位置させた横長の状態で提示する。個々の図には、用紙の番号とは関係なく、アラビア数字により連続番号を付する。

(i) 明細書及びクレームで言及されていない引用符号は、図面に表示してはならず、また、その逆の場合も同様とする。特徴についての引用符号は、出願全体を通じて一貫したものとする。

(j) 図面には、文言を記載しない。図面を理解するために不可欠な場合は、「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「ABの切断面」等の少数の短いキーワードを含めることができる。当該キーワードは、要求されたときは、図面中の何れの線にもかかることなく、その翻訳と置き代えることができるように配置する。

(3) フローチャート及びダイアグラムは、図面とみなされる。

規則 47 要約の形式及び内容

(1) 要約には、発明の名称を表示する。

(2) 要約には、明細書、クレーム及び図面に含まれている開示の簡潔な概要を含める。概要は、発明が属する技術分野を表示し、かつ、技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明瞭に理解することができるような方法で起草しなければならない。要約には、該当する場合は、出願に記載されているすべての化学式のうち発明の特徴を最もよく表すものを含める。要約には、発明の利点若しくは価値の主張又はその発明の思惑的な利用についての陳述を含めてはならない。

(3) 要約は、150語以内であることが望ましい。

(4) 欧州特許出願が図面を含んでいる場合は、出願人は、要約とともに公表されるべき図面の1の図又は例外的に複数の図を指示する。欧州特許庁は、1又は2以上の他の図が発明の特徴を一層よく示していると認める場合は、その図を公表するよう決定することができる。要約に記載されており、かつ、図面に示されている主要な特徴の各々には、括弧に入れた引用符号を付さなければならない。

(5) 要約は、特定の技術分野における調査のための有効な手段となるように起草する。特にそれは、当該欧州特許出願自体を調べることが必要であるか否かを判断することができるようにするものでなければならない。

規則 48 禁止事項

(1) 欧州特許出願には、次のものを含めてはならない。

(a) 「公の秩序」又は善良の風俗に反する陳述その他の事項

(b) 第三者の製品若しくは方法又は当該第三者の出願若しくは特許の利点若しくは有効性を誹謗する陳述。先行技術との単なる比較は、それ自体では、誹謗とはみなさない。

(c) 状況からみて明らかに関連性のない又は不必要な陳述その他の事項

(2) 出願が(1)(a)に基づく禁止事項を含む場合は、欧州特許庁は、出願を公開するときに、それを省略することができ、その際には、省略した語又は図面の箇所及び数を表示する。

(3) 出願が(1)(b)にいう陳述を含む場合は、欧州特許庁は、出願を公開するときに、それらを省略することができ、その際には、省略した語の箇所及び数を表示する。請求があったときは、欧州特許庁は、省略箇所の写しを提供する。

規則 49 出願書類の提示に関する通則

(1) 第14条(2)又は規則40(3)に基づいて提出された翻訳文は、欧州特許出願を構成する書

類とみなす。

(2) 出願を構成する書類は、特にスキヤニング、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによって、電子的に及び直接に任意の部数の複製をすることができるようにして提示する。用紙には、裂け目、しわ及び折り目があってはならない。用紙は、片面のみを使用する。

(3) 出願を構成する書類は、可撓性のある、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、また、耐久性のある A4 判(29.7 センチ×21 センチ)の紙によるものとする。(9) 及び規則 46(2) (h) に従うことを条件として、各用紙はその短辺を上下として(縦長にして)使用する。

(4) 出願を構成する書類(願書、明細書、クレーム、図面及び要約)の各々は、新たな用紙で始める。用紙は、容易にめくること、分離すること及び綴じ直すことができるような方法で綴じる。

(5) 規則 46(1)に従うことを条件として、用紙の余白は、少なくとも次の通りとする。

上端 2 センチ

左端 2.5 センチ

右端 2 センチ

下端 2 センチ

上記の余白は、次の数値を超えないことが望ましい。

上端 4 センチ

左端 4 センチ

右端 3 センチ

下端 3 センチ

(6) 出願に含まれるすべての用紙にはアラビア数字による連続番号を付する。これらの番号は、上端余白ではなく、用紙の上端の中央に付する。

(7) 明細書及びクレームの各用紙には、5 行目ごとに番号を付することが望ましく、これらの番号は、用紙の左側の余白の右半分に付する。

(8) 欧州特許の付与を求める願書、明細書、クレーム及び要約は、タイプ印書又は印刷による。図式記号及び文字並びに化学式又は数式に限り、必要なときは、手書にすることができる。タイプ印書による場合は、行の間隔は、1.5 文字の幅とする。すべての記載事項は、大文字の大きさが縦 0.21 センチ以上の文字によるものとし、また、暗色の退色性のない色によって記載する。

(9) 欧州特許の付与を求める願書、明細書、クレーム及び要約には、図を含めてはならない。明細書、クレーム及び要約には、化学式又は数式を含めることができる。明細書及び要約には、表を記載することができる。クレームには、表を使用することが望ましい事項についてのみ、表を含めることができる。表及び化学式又は数式は、縦長にして用いられる用紙に十分に配置することができない場合は、用紙を横にして配置することができる。表又は化学式若しくは数式が横方向に配置される用紙は、表又は式の上端が用紙の左側になるようにして提示する。

(10) 数値は、国際基準に合致する単位によって、適切な場合は、SI 単位を用いたメートル法によって表示する。この要件を満たさないデータは、国際基準に合致する単位によっても表示する。該当する分野においては、一般に承認されている技術用語、式、記号及び符号のみを使用する。

(11) 用語及び記号は、当該欧州特許出願の全体を通じて一貫して使用する。

(12) 各用紙においては、削除及び変更があってはならない。内容が真正であることに疑いがなく、かつ、良好な複製のための要件が損なわれないことを条件として、本条規則に従わないことを認めることができる。

規則 50 後に提出する書類

(1) 規則 42、規則 43 及び規則 46 から規則 49 までは、欧州特許出願を構成する書類を差し替える書類に適用する。規則 49(2)から(12)までは、規則 71 にいうクレームの翻訳文についても適用する。

(2) 出願を構成する書類以外のすべての書類は、通常、タイプ印書又は印刷によるものとする。各頁の左端に約 2.5 センチの余白を設ける。

(3) 付属書類を除き、出願後に提出される書類には署名を付さなければならない。書類に署名が付されていない場合は、欧州特許庁は、関係当事者に対し、指定する期間内に署名を付すよう求める。期間内に署名が付された場合は、その書類は、元の受領日を維持する。そのようにされなかった場合は、書類は提出されなかったものとみなす。

第 III 章 更新手数料

規則 51 更新手数料の納付

(1) 次年度に関する欧州特許出願の更新手数料は、その納付期限を、欧州特許出願の出願日から 1 周年となる日を含む月の末日とする。更新手数料は、その納付期限の 3 月前には有効に納付することができない。

(2) 更新手数料が(1)に基づく納付期限日に納付されていない場合は、その手数料は、当該日から 6 月以内に納付することができる。ただし、追加手数料も当該期間内に納付することを条件とする。その 6 月期間が満了したときは、第 86 条(1)を準用する。

(3) 分割出願の出願日に、先の出願に関する更新手数料の納付期限が既に到来している場合は、分割出願についても更新手数料を納付しなければならず、その納付期日は、分割出願の出願時とする。これらの手数料及び分割出願の提出から 4 月以内に納付期限が到来する更新手数料があるときは、その更新手数料は、前記期間内に追加手数料なしで納付することができる。(2)を適用する。

(4) 欧州特許出願が期限不遵守の結果、拒絶されたか又は取下げとみなされ、かつ、出願人の権利が第 122 条に基づいて復活したときは、更新手数料であって、

(a) 権利の喪失が生じた日に始まり、その権利を復活させる決定の通告の日(当該日を含む)までの期間に、(1)に基づく納付期日が到来することになっていたものは、前記の後の方の日をその納付期日とする。

この手数料及び前記の後の方の日から 4 月以内に納付期日が到来する更新手数料があるときは、その更新手数料は、前記の後の方の日から 4 月以内に追加手数料なしに納付することができる。(2)を適用する。

(b) 権利の喪失が生じた日に納付期日が到来していたが、(2)に定めた期間が満了していなかったものは、権利を復活させる決定の通告の日から 6 月以内に納付することができる。ただし、(2)による追加手数料もその期間に納付することを条件とする。

(5) 拡大審判部が第 112a 条(5)第 2 文に基づいて審判部における手続を再開したときは、更新手数料であって、

(a) 再審理請求の対象となった審判部の決定が行われた日に始まり、審判部における手続を再開させる拡大審判部の決定の日(当該日を含む)までの期間に(1)に基づく納付期限が到来することになっていたものは、前記の後の方の日をその納付期日とする。

この手数料及び前記の後の方の日から 4 月以内に納付期日が到来する更新手数料があるときは、その更新手数料は、前記の後の方の日から 4 月以内に追加手数料なしに納付することができる。(2)を適用する。

(b) 審判部の決定が行われた日に既に納付期限が到来していたが、(2)に定めた期間が満了していなかったものは、審判部における手続を再開させる拡大審判部の決定の通告の日から 6 月以内においても納付することができる。ただし、(2)による追加手数料もその期間に納付することを条件とする。

(6) 第 61 条(1)(b)に基づいてされた新たな欧州特許出願に関しては、それがされた年及びその前年については、更新手数料の納付を必要としない。

第 IV 章 優先権

規則 52 優先権の申立

- (1) 第 88 条(1)にいう優先権申立には、先の出願の日付、パリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国であって、先の出願の出願国又は指定国となったもの及び出願番号を表示する。第 87 条(5)にいう場合は、第 1 文を準用する。
- (2) 優先権申立は、欧州出願の出願時にすることが望ましい。申立は、その後、主張する最先の優先日から 16 月以内においても行うことができる。
- (3) 出願人は、優先権申立の訂正を、主張する最先の優先日から 16 月又はその訂正が主張する最先の優先日についての変更をもたらすときは、訂正後の最先の優先日から 16 月のうち、16 月の期間が先に満了する方の期間内に、行うことができる。ただし、当該訂正は、欧州特許出願に付与される出願日から 4 月の期間の満了前に提出することができることを条件とする。
- (4) ただし、第 93 条(1)(b)に基づく請求を提出した後では、優先権申立をすること又はその訂正をすることはできない。
- (5) 優先権申立の明細は、公開された欧州特許出願及び欧州特許明細書に表されていないなければならない。

規則 53 優先権書類

- (1) 優先権を主張する出願人は、先の出願の写しを、主張する最先の優先日から 16 月以内に提出しなければならない。この写し及び先の出願の出願日は、その出願を受けた当局によって、正しいものとして証明されなければならない。
- (2) 先の出願の写しは、欧州特許庁において入手可能なその出願の写しが欧州特許庁長官によって定められた条件に基づいて欧州特許出願のファイルに挿入されることとなっている場合は、正規に提出されたものとみなす。
- (3) 先の出願が欧州特許庁の公用語によるものでなく、かつ、優先権主張の有効性が当該発明の特許性についての決定に関連するときは、欧州特許庁は、欧州特許の出願人又は所有者に対し、指定する期間内に公用語の1によるその出願の翻訳文を提出するよう求める。その代わりとして、当該欧州特許出願が先の出願の完全な翻訳文である旨の申立書を提出することができる。(2)を準用する。先の出願の要求された翻訳文が期限内に提出されない場合は、欧州特許出願又は当該出願に関する欧州特許についての優先権は失われる。欧州特許の出願人又は所有者はその旨通知を受ける。

規則 54 優先権書類の発行

請求があったときは、欧州特許庁は、出願人に対し、欧州特許庁長官が定める条件に基づいて欧州特許出願の認証謄本(優先権書類)を発行する。その条件には、優先権書類の様式及び取扱手数料を納付すべき事情を含める。

第 IV 部 条約第 IV 部施行規則

第 I 章 受理課による審査

規則 55 出願時の審査

第 90 条(1)に基づく審査が、出願は規則 40(1)(a)若しくは(c)，(2)又は(3)第 1 文に定めた要件を満たしていないことを明らかにしたときは、欧州特許庁は、出願人に対し、欠陥について知らせ、かつ、同人に対し、当該欠陥が 2 月以内に補充されない限り、その出願を欧州特許出願としては取り扱わない旨を通知する。出願人がこれを行ったときは、庁が付与した出願日を同人に知らせる。

規則 56 明細書の欠落部分及び欠落した図面

(1) 第 90 条(1)に基づく審査が、明細書の一部又は明細書若しくはクレームで言及する図面が欠落しているように見えることを明らかにした場合は、欧州特許庁は、出願人に対し、欠落部分を 2 月以内に提出するよう求める。出願人は、当該通知に従う。

(2) 明細書の欠落部分又は欠落した図面が、出願日より後であるが出願日から 2 月以内に、又は(1)に基づく通知が行われた場合は、その通知から 2 月以内に提出された場合は、その出願の日付は、明細書の欠落部分又は欠落した図面が提出された日に変更する。欧州特許庁は、その旨を出願人に知らせる。

(3) 明細書の欠落部分又は欠落した図面が(2)に基づく期間内に提出され、かつ、出願人が先の出願の優先権を主張する場合は、出願日は、明細書の欠落部分又は欠落した図面が完全に先の出願に含まれていることを条件として、規則 40(1)に定められた要件が満たされた日のままとする。ただし、出願人がそのように要求し、(2)に基づく期間内に、次のものを提出することを条件とする。

(a) 先の出願の写し。ただし、当該写しが規則 53(2)に基づき欧州特許庁にとって入手可能であるときを除く。

(b) 先の出願が欧州特許庁の公用語によるものでない場合は、公用語の 1 によるその翻訳文。ただし、当該写しが規則 53(3)の下で欧州特許庁にとって入手可能であるときを除く。及び

(c) 明細書の欠落部分又は欠落した図面が、先の出願及び該当するときはその翻訳文のどの部分に完全に含まれているかについての指示

(4) 出願人が、

(a) 明細書の欠落部分又は欠落した図面を(1)又は(2)に基づく期間内に提出しないか、又は
(b) (2)に基づいて提出した明細書の欠落部分又は欠落した図面の何れかを、(6)に基づいて取り下げたときは、

(1)にいう言及は削除されたとみなし、明細書の欠落部分又は欠落した図面の提出はされなかったとみなす。欧州特許庁は、その旨を出願人に知らせる。

(5) 出願人が(3)(a)から(c)までにいう要件を(2)に基づく期間内に満たさなかったときは、出願は、その日付を明細書の欠落部分又は欠落した図面を提出した日に変更する。欧州特許庁は、その旨を出願人に知らせる。

(6) (2)又は(5)最終文にいう通告から 1 月以内に、出願人は、提出した明細書の欠落部分又は欠落した図面を取り下げることができ、この場合は、日付の変更は生じなかったものとみ

なす。欧州特許庁は、その旨を出願人に知らせる。

規則 57 方式要件に関する審査

欧州特許出願に出願日が付与された場合は、欧州特許庁は、第 90 条(3)に従って、次の条件が満たされているか否かについて審査する。

- (a) 第 14 条(2)、規則 36(2)第 2 文又は規則 40(3)第 2 文に基づいて要求される出願の翻訳文が所定の期限内に提出されていること
- (b) 欧州特許の付与を求める願書が規則 41 の要件を満たすこと
- (c) 出願が第 78 条(1)(c)に従った 1 以上のクレーム又は規則 40(1)(c)、(2)及び(3)に従った先にした出願に対する言及であって、そのクレームをも代替することを指示しているものを含むこと
- (d) 出願が第 78 条(1)(e)に従った要約を含むこと
- (e) 出願手数料及び調査手数料が規則 17(2)、規則 36(3)又は規則 38 に従って納付されていること
- (f) 発明者の指定が規則 19(1)に従って行われていること
- (g) 該当する場合は、優先権の主張に関して規則 52 及び規則 53 に定められた要件が満たされていること
- (h) 該当する場合は、第 133 条(2)の要件が満たされていること
- (i) 出願が規則 46 及び規則 49(1)から(9)まで及び(12)に定められた要件を満たすこと
- (j) 出願が規則 30 に定められた要件を満たすこと

規則 58 出願書類における欠陥の補充

欧州特許出願が規則 57(a)から(d)まで、(h)及び(i)の要件を満たしていない場合は、欧州特許庁は、その旨を出願人に知らせ、かつ、同人に対し、指摘した欠陥を 2 月以内に補充するよう求める。明細書、クレーム及び図面は、当該欠陥を補充するのに十分な範囲に限り、補正することができる。

規則 59 優先権主張における欠陥

規則 52(1)に基づく先の出願の出願番号又は規則 53(1)に基づくその出願の写しが期限内に提出されなかった場合は、欧州特許庁は、その旨を出願人に知らせ、かつ、同人に対し、指定する期間内にそれを提出するよう求める。

規則 60 後にする発明者の指定

(1) 規則 19 に従った発明者の指定が行われていない場合は、欧州特許庁は、出願人に対し、その指定が出願日から又は優先権が主張されている場合は優先日から 16 月以内になされない限り、当該欧州特許出願を拒絶する旨を知らせる。この場合は、その情報が欧州特許出願の公開のための技術的準備が完了する前に通知されたときは、前記の期間は遵守されたものとみなす。

(2) 分割出願又は第 61 条(1)(b)に基づく新たな出願において、規則 19 に従った発明者の指定が行われていないときは、欧州特許庁は、出願人に対し、指定する期間内にその指定をするよう求める。

第 II 章 欧州調査報告

規則 61 欧州調査報告の内容

- (1) 欧州調査報告は、調査報告を作成する時に欧州特許庁にとって利用可能であり、欧州特許出願に係わる発明が新規性及び進歩性を有するか否かを決定する上で考慮に入れることができる文献に言及する。
- (2) 文献の引用ごとに、それが関連するクレームについて言及する。適切な場合は、引用する文献の関連部分を特定する。
- (3) 欧州調査報告は、引用する文献を、その刊行が主張されている優先日の前であるか、当該優先日と出願日の間であるか、出願日以後であるかによって区別する。
- (4) 欧州特許出願の出願日前に生じた口頭開示、使用その他の開示手段に関連する文献は、刊行日があるときはその刊行日及び書面によらない開示の日についての表示を添え、欧州調査報告において言及する。
- (5) 欧州調査報告は、出願の手續言語で作成する。
- (6) 欧州調査報告には、国際分類に従った、欧州特許出願の主題の分類を含める。

規則 62 拡大欧州調査報告

- (1) 欧州調査報告には、出願及びその対象とする発明が本条約の要件を満たしていると思われるか否かについての見解書を添付する。ただし、規則 71(1)又は(3)に基づく通知をすることが可能なときは、この限りでない。
- (2) (1)に基づく見解書は、調査報告と共に公開されることはない。

規則 62a 複数の独立クレームを含む出願

- (1) 欧州特許庁は、提出されたクレームが規則 43(2)の規定を満たさないとみなす場合は、規則 43(2)の規定を満たすクレームを 2 月以内に表示するよう出願人に通知し、それに基づいて調査が行われる。出願人が期限内にそのような表示を提供しない場合は、調査は各々の分野の最初のクレームに基づいて行われる。
- (2) 審査部は、(1)に基づく通知が理由のないものと判断しない限り、調査する主題のクレームを制限するよう出願人に求める。

規則 63 不完全調査

- (1) 欧州特許庁が、欧州特許出願は本条約の規定を遵守しておらず、不遵守の程度がクレームされている主題の全部又は一部を基にして技術水準についての有意義な調査を行うことができない程であると判断するときは、同庁は、調査すべき主題を示す陳述書を 2 月以内に提出するよう出願人に求める。
- (2) (1)に基づく陳述書が、期限内に提出されない場合又は(1)にいう欠陥を克服するに十分でない場合は、欧州特許庁は、欧州特許出願が本条約の規定を遵守しておらず、不遵守の程度がクレームされている主題の全部又は一部を基にして技術水準についての有意義な調査を行うことができない程である旨の理由を付した宣言書の発行又は実行可能な限り部分的調査報告の作成の何れかを行う。この理由を付した宣言書又は部分的な調査報告は、その後の手續に関しては、欧州調査報告と考えられる。

(3) 部分的調査報告が作成されたときは、審査部は、(1)に基づく異議が理由のないものと判断しない限り、調査する主題のクレームを制限するよう出願人に求める。

規則 64 発明が単一性を欠いている場合の欧州調査報告

(1) 欧州特許庁は、欧州特許出願は発明の単一性の要件を満たしていないと判断した場合は、その出願の一部であって、クレームにおいて最初に記載されている発明又は第 82 条の意味における一群の発明に係わるものについての部分的な欧州調査報告を作成する。欧州特許庁は、出願人に対し、欧州調査報告に他の発明を含めるためには、出願に含まれている各発明に関し、2 月以内に追加の調査手数料を納付しなければならないことを知らせる。欧州調査報告は、出願の一部であって、既に調査手数料が納付されている発明に関するものについて作成する。

(2) (1)に基づいて納付された手数料があるときは、その手数料は、欧州特許出願の審査中に、出願人が返却を請求し、かつ、審査部が(1)に基づく通知は正当化されないと認めたときは返却される。

規則 65 欧州調査報告の送付

欧州調査報告は、それが作成された後直ちに、引用文献の写しを添えて、出願人に送付する。

規則 66 要約の最終的内容

欧州調査報告が作成されたときは、欧州特許庁は、要約の最終的内容を決定し、それを調査報告と共に出願人に送付する。

第 III 章 欧州特許出願の公開

規則 67 公開の技術的準備

- (1) 欧州特許庁長官は、欧州特許出願の公開のための技術的準備が完了したとみなされる時期について決定する。
- (2) 欧州特許出願は、公開のための技術的準備の終了前に出願が最終的に拒絶され、取り下げられ又は取下げとみなされた場合は、公開されない。

規則 68 欧州特許出願及び欧州調査報告に係る公開の形式

- (1) 欧州特許出願の公開には、出願時の明細書、クレーム及び図面があるときはその図面並びに要約又は出願を構成するこれらの書類が欧州特許庁の公用語によって提出されていない場合はその手続言語による翻訳文及び付属書として、欧州調査報告を公開のための技術的準備の終了前に入手することができる場合は欧州調査報告を含める。調査報告又は要約が出願と同時に公開されない場合は、それは別途に公開される。
- (2) 欧州特許庁長官は、欧州特許出願の公開の形式及びそれを含める情報について規定する。欧州調査報告及び要約が別途に公開される場合も、同一規定を適用する。
- (3) 指定された締約国は、公開された欧州特許出願において表示されていなければならない。
- (4) クレームがその出願の出願日に提出されなかった場合は、出願が公開されるときに、この事実を表示する。欧州特許出願の公開のための技術的準備の終了前にクレームが規則 137(2)に基づいて補正された場合は、新たな又は補正されたクレームを、出願時のクレームに追加して、公開に含める。

規則 69 公開についての情報

- (1) 欧州特許庁は、出願人に対し、欧州特許公報が欧州調査報告の公開に言及する日を知らせ、かつ、規則 70(1)、第 94 条(2)及び規則 70a(1)について同人の注意を喚起する。
- (2) (1)に基づく通知に公開日が記載されており、それが実際の公開日より遅い場合は、その誤りが明白なものである場合を除き、その遅い方の日を規則 70(1)、規則 70(a)(1)にいう期間を決定する目的での日付とする。

規則 70 審査請求

- (1) 出願人は、欧州特許公報が欧州調査報告の公開に言及した日から 6 月の間に欧州特許出願の審査を請求することができる。審査請求は取り下げることができない。
- (2) 欧州調査報告が出願人に発送される前に審査請求が提出された場合は、欧州特許庁は、出願人に対し、出願人が出願手続を続行することを希望するか否かを指定する期間内に指示するよう求め、また、出願人に対し、調査報告について意見を述べ、かつ、適切な場合は、明細書、クレーム及び図面を補正する機会を与える。
- (3) 出願人が期限内に、(2)に基づく求めに対して応答しない場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

第 IV 章 審査部による審査

規則 70a 拡大欧州調査報告に対する応答

(1) 欧州調査報告に添える見解書において、欧州特許庁は、拡大欧州調査報告について意見を述べる機会を出願人に与え、適切な場合は、規則 70(1)にいう期限内に欧州調査報告に添えられた見解書に記された欠陥を補充し、明細書、クレーム及び図面を補正するよう同人に求める。

(2) 規則 70(2)にいう事案において、又は Euro-PCT 出願について補充的欧州調査報告書が作成された場合は、欧州特許庁は、出願人に拡大欧州調査報告について意見を述べる機会を与え、適切な場合は、出願手続の続行を望むか否かを指示するために指定された期限内に欧州調査報告に添えられた見解書に記された欠陥を補充し、明細書、クレーム及び図面を補正するよう同人に求める。

(3) 出願人が(1)又は(2)の求めに応じず意見も述べない場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。

規則 70b 調査結果の写しの請求

(1) 審査部が責任を負う時に、規則 141(1)にいう写しが出願人によって提出されておらず、かつ、規則 141(2)に基づいて正規に提出されているとみなされないことに欧州特許庁が気付いた場合は、庁は、出願人に対し、その写し又は規則 141(1)にいう調査結果が利用可能でない旨の陳述書を 2 月以内に提出するよう求める。

(2) 出願人が(1)に基づく求めに期限内に応じない場合は、欧州特許出願は、取り下げられたものとみなされる。

規則 71 審査手続

(1) 第94条(3)に基づく通知において、適切な場合は、審査部は出願人に対し、指定する期間内に、指摘した欠陥を補充し、明細書、クレーム及び図面を補正するよう求める。

(2) 第94条(3)に基づく通知には、該当するものがある場合は、欧州特許の付与に反するすべての根拠に関し、理由を付した陳述を含める。

(3) 審査部は、欧州特許を付与する旨の決定をする前に、出願人に対し、特許の付与を意図する正文及び関係する書誌的データを通知する。この通知において、審査部は出願人に対し、4月の期間内に、付与及び公告のための手数料を納付するよう、かつ、その手続言語以外の2の欧州特許庁の公用語によるクレームの翻訳文を提出するよう求める。

(4) 特許付与を求める欧州特許出願が15を超えるクレームを含む場合は、審査部は、出願人に対し、16番目以降のクレームに関してクレーム手数料を(3)に基づく期間内に納付するよう求める。ただし、前記手数料が規則45又は規則162に基づいて既に納付されている場合は、この限りでない。

(5) 出願人が、(3)に定める期間内に、(3)及び場合により(4)に基づく手数料を納付し、かつ、(3)に基づく翻訳文を提出した場合は、出願人は、(3)に基づいて通知を受けた正文を承認し、かつ、書誌的データを確認したものとみなされる。

(6) 出願人が、(3)に基づく期間内に、通知された正文への理由を付した補正又は訂正を請求するか又は自己が提出した最後の意見書に従う場合において、審査部は、自ら承諾するとき

は、(3)に基づく新たな通知を発行する。そうでない場合は、審査手続を再開する。

(7) 付与及び公告のための手数料又はクレーム手数料が期限内に納付されない又は翻訳文が期限内に提出されない場合は、欧州特許出願は、取り下げられたものとみなす。

規則71a 付与手続の終結

(1) すべての手数料が納付され、手続言語以外の2の欧州特許庁の公用語によるクレームの翻訳文が提出され、更に付与されるべき旨の通知に関して合意が存在する場合は、欧州特許付与の決定が発令される。それは、欧州特許出願の何れの正文が決定の基礎を構成するかを陳述する。

(2) 欧州特許を付与する旨の決定までは、審査部は、何時でも審査手続を再開することができる。

(3) 規則71(3)に基づく通知後に指定手数料の期限が到来する場合は、欧州特許付与への言及は、指定手数料が納付されるまで公告されない。出願人はその旨通知を受ける。

(4) 規則71(3)に基づく通知後、かつ、欧州特許付与への言及についての次回の公告可能日前に更新手数料の期限が到来する場合は、当該言及は、更新手数料が納付されるまで公告されない。出願人は、その旨通知を受ける。

(5) 規則71(3)に基づく要請に応じて、出願人が付与及び公告のための手数料又はクレーム手数料を既に納付している場合において、更なる当該要請が発行されるときは、納付済金額は貸付金口座に入れられる。

(6) 欧州特許出願が拒絶されるか、欧州特許付与の決定通知前に取り下げられたか又はその時点で取り下げられたとみなす場合は、付与及び公告のための手数料は返却される。

規則 72 異なる出願人に対する欧州特許の付与

異なる締約国に関し、異なる者が欧州特許登録簿に出願人として記録されている場合は、欧州特許庁はそれに従い、各締約国について欧州特許を付与する。

第 V 章 欧州特許明細書

規則 73 明細書の内容及び形式

- (1) 欧州特許明細書には、明細書、クレーム及び図面があるときは図面を含める。欧州特許明細書はまた、欧州特許に対する異議申立期間を表示する。
- (2) 欧州特許庁長官は、特許明細書公告の形式及びそこに記載すべき事項を決定する。
- (3) 指定国は、特許明細書に表示する。

規則 74 欧州特許証

欧州特許庁は、欧州特許明細書が公告された後速やかに、特許所有者に対して欧州特許証を発行する。欧州特許庁長官は、特許証に関する内容、形式及び通知手段について規定し、また、取扱手数料を納付することになる事情を決定する。

第 V 部 条約第 V 部施行規則

第 I 章 異議申立手続

規則 75 特許の放棄又は失効

異議申立は、欧州特許がすべての指定締約国に関して放棄されているか又はすべての指定締約国において失効している場合であっても、提起することができる。

規則 76 異議申立の様式及び内容

- (1) 異議申立通知は、理由を付した書面による陳述として提出する。
- (2) 異議申立書には、次のものを含める。
 - (a) 規則 41 (2) (c) の規定による異議申立人の明細
 - (b) 異議申立の対象とする欧州特許の番号、特許所有者の名称及び発明の名称
 - (c) 欧州特許に対してする異議申立の範囲及び異議申立の根拠とする理由についての陳述並びにその理由の裏付けとして提出する事実及び証拠の表示
 - (d) 異議申立人が代理人を選任している場合は、規則 41 (2) (d) に定められた明細
- (3) 施行規則第 III 部は、異議申立通知に準用する。

規則 77 受容することができないものとしての異議申立の却下

- (1) 異議部は、異議申立通知が第 99 条(1)若しくは規則 76 (2) (c) を満たしていない、又は提出した異議申立の対象である特許を十分に特定していないときは、その異議申立を受容することができないものとして却下する。ただし、それらの欠陥が異議申立期間の満了前には是正されたときは、この限りでない。
- (2) 異議部は、異議申立通知が(1)にいう以外の規定を満たしていないときは、これを異議申立人に通知し、かつ、同人に対し、指摘した欠陥を指定する期間内に是正するよう求める。欠陥が指定期限内に是正されなかった場合は、異議部は、その異議申立を受容することができないものとして却下する。
- (3) 異議申立書を受容することができないものとして却下する旨の決定は、異議申立通知の写しを添付して、異議申立人に通知する。

規則 78 特許所有者が権利を有していない場合の手続

- (1) 第三者が、異議申立手続中又は異議申立期間中に、第 61 条(1)の意味における決定を求めて欧州特許所有者を相手とする訴訟手続を開始したことの証拠を提供した場合は、当該第三者が欧州特許庁に対し書面をもって異議申立手続の続行についての同人の同意を通知したときを除き、当該手続を中止する。当該同意は取り消すことができない。ただし、手続は、異議部がその異議申立は受容できるとみなすまでは、中止することができない。規則 14(2)から(4)までを準用する。
- (2) 第三者が第 99 条(4)に従って 1 以上の指定国に関して先の所有者に代わった場合は、異議申立手続において維持される特許は、これらの国に関しては、他の条約締結国に対するものとは異なるクレーム、明細書及び図面を含むことができる。

規則 79 異議申立の審査の準備

- (1) 異議部は、異議申立通知を特許所有者に通知し、また、特許所有者に対し、指定する期間内に意見書を提出し、かつ、適切な場合は、明細書、クレーム及び図面を訂正する機会を与える。
- (2) 複数の異議申立通知が提出された場合は、異議部は、(1)に基づく通知と同時に、それについて他の異議申立人に通知する。
- (3) 異議部は、特許所有者によって意見書及び訂正書が提出された場合は、それらについて他の当事者に通知し、また、異議部が便宜であると考えるときは、指定する期間内に応答するようそれらの者に求める。
- (4) 第 105 条に基づく参加の事件に関しては、異議部は、(1)から(3)までの適用を除外することができる。

規則 80 欧州特許の訂正

規則 138 を損なうことなく、明細書、クレーム及び図面は訂正することができる。ただし、異議の理由が異議申立人により援用されていない場合であっても、当該訂正が第 100 条に基づく異議申立理由によってもたらされることを条件とする。

規則 81 異議申立の審査

- (1) 異議部は、規則 76(2)(c)に基づく異議申立人の陳述において援用された異議申立理由を審査する。異議部は、異議申立人が援用していない異議申立のための理由を、それが欧州特許の維持を害するときは、職権により審査することができる。
- (2) 第 101 条(1)第 2 文に基づく通知及びそれに対する応答は、すべての当事者に送付する。異議部は、便宜であると考えるときは、当事者に対し、指定する期間内に応答するよう求める。
- (3) 第 101 条(1)第 2 文に基づく通知において、必要な場合は、欧州特許所有者は、適切なときは明細書、クレーム及び図面を訂正する機会を与えられる。必要な場合は、その通知に、欧州特許の維持に反する根拠を包含する理由を付した陳述を含める。

規則 82 訂正された形式での欧州特許の維持

- (1) 異議部は、訂正された欧州特許を維持する旨の決定をする前に、その特許を維持する上で使用する正文を当事者に通知し、また、それらの者が正文を承認しない場合は、それらの者に対し 2 月以内に意見書を提出するよう求める。
- (2) 何れかの当事者が異議部から通知された正文を承認しない場合でも、異議申立の審査は継続することができる。それ以外の場合においては、異議部は、(1)に基づく期間の満了時に、特許所有者に対し、3 月以内に所定の手数料を納付し、かつ、手続言語以外の欧州特許庁の公用語による補正クレームの翻訳文を提出するよう求める。口頭手続において、第 106 条(2)又は第 111 条(2)に基づく決定が規則 49(8)を遵守しない書類に基づいている場合は、特許所有者は、3 月期間内に、規則 49(8)を遵守した形式による訂正正文を提出するよう求められる。
- (3) (2)に基づいて要求された行為が期限内に履行されなかった場合は、その行為は、期限の不遵守に関する通知から 2 月以内においても履行することができる。ただし、割増料がこの期間内に納付されることを条件とする。それ以外においては、特許を取り消す。

(4) 訂正された欧州特許を維持する旨の決定には、特許に関する何れの正文がその決定の基礎を形成しているかを陳述する。

規則 83 文献の請求

異議申立手続の当事者が言及する文献は、異議申立通知又は提出書類と共に提出する。当該文献が同封されていないか、又は欧州特許庁の求めに基づく期限内に提出されなかった場合は、欧州特許庁は、それらに基づく主張は考慮しない旨の決定をすることができる。

規則 84 欧州特許庁の職権による異議申立手続の続行

(1) 欧州特許がすべての指定締約国について放棄され又は消滅した場合において、欧州特許庁が異議申立人にその放棄又は消滅を知らせる通知から 2 月以内に異議申立人の請求があったときは、異議申立手続を続行することができる。

(2) 異議申立人の死亡又は法的無能力が生じた場合は、異議申立手続は、欧州特許庁の職権により、相続人又は法定代理人の参加なしに続行することができる。この規定は、異議申立が取り下げられた場合にも適用する。

規則 85 欧州特許の移転

規則 22 は、異議申立期間中又は異議申立手続中にされた欧州特許の移転に適用する。

規則 86 異議申立手続における書類

施行規則第 III 部は、異議申立手続において提出される書類に準用する。

規則 87 新たな欧州特許明細書の内容及び形式

新たな欧州特許明細書には訂正後の明細書、クレーム及び図面を含める。規則 73(2) 及び(3) 並びに規則 74 を適用する。

規則 88 費用

(1) 費用の配分は、異議申立に関する決定において処理する。当該配分においては、関連する権利を適切に保護するために必要な経費のみを考慮する。費用には、当事者の代理人の報酬を含める。

(2) 異議部は、請求があったときは、費用を配分する最終決定に基づいて支払われるべき費用の額を定める。当該請求には、裏付け証拠を添えた費用勘定書を添付する。費用は、その信憑性が確認された時点で決定することができる。

(3) 異議部による決定を求める請求は、(2) に基づく費用を決定することに関する通知から 1 月以内に提出することができる。請求は書面をもって提出し、また、その根拠とする理由を述べなければならない。請求は、所定の手数料が納付されるまでは、提出されたとみなさない。

(4) 異議部は、口頭手続なしに、(3) に基づく請求に関する決定を行う。

規則 89 侵害者とされた者の参加

(1) 参加通知書は、第 105 条にいう手続が開始された日から 3 月以内に提出する。

(2) 参加通知書は，理由を付した陳述書として提出する。規則 76 及び規則 77 を準用する。
参加通知書は，異議申立手数料が納付されるまでは，提出されたとみなさない。

第 II 章 限定又は取消の手續

規則 90 手續の対象

第 105a 条に基づく限定又は取消の手續の対象は、付与された欧州特許又は欧州特許庁における異議申立若しくは限定の手續において訂正された欧州特許である。

規則 91 手續についての責任

第 105a 条に基づく、欧州特許の限定又は取消を求める請求に関しては、審査部が決定をする。第 18 条(2)を準用する。

規則 92 請求要件

(1) 欧州特許の限定又は取消を求める請求は、欧州特許庁の公用語の 1 により書面で提出しなければならない。締約国の公用語により提出することもできるが、これは規則 6(2)に指定された期限内に欧州特許庁の公用語の 1 による翻訳文を提出することを条件とする。施行規則第 III 部は、限定又は取消の手續において提出される書類に準用する。

(2) 請求書には、次の事項を含める。

(a) 請求をする欧州特許所有者(請求人)についての、規則 41(2)(c)に定められた明細及び請求人が特許所有者となっている締約国の表示

(b) 限定又は取消を請求する特許の番号及びその特許が効力を有している締約国の一覧

(c) 該当する場合は、請求人が所有者となっていない締約国についての特許所有者の名称及び宛先並びに請求人が、その手續において、それらの者の代理として行為する権利を有することの証拠

(d) 特許の限定を請求する場合は、訂正クレーム全文及び場合により訂正された明細書及び図面

(e) 請求人が代理人を選任している場合は、規則 41(2)(d)に定められた明細

規則 93 異議申立手續の優先性

(1) 限定又は取消の請求は、請求の提出時に、その特許に関する異議申立手續が係属している場合は、提出されたとみなさない。

(2) 欧州特許についての異議申立の提出時に、その特許に関する限定手續が係属している場合は、審査部は、その限定手續を終結させ、限定手数料の返却を命じる。返却は、規則 95(3)第 1 文にいう手数料に関しても命じるが、この手数料を請求人が納付済みである場合に限る。

規則 94 受容することができないものとしての請求の拒絶

審査部は、限定又は取消の請求が規則 92 の要件を満たしていないと認定した場合は、請求人に対し、指定する期間内に指摘した欠陥を補充するよう求める。欠陥が期限内に補充されなかったときは、審査部は、その請求を受容することができないものとして拒絶する。

規則 95 請求についての決定

(1) 取消請求が受容することができるものであるときは、審査部は、その特許を取り消し、これを請求人に通知する。

(2) 限定請求が受容することができるものであるときは、審査部は、訂正クレームが、付与された又は異議申立若しくは限定手続において訂正された形式でのクレームに対して限定となっているか否か並びに第 84 条及び第 123 条(2)及び(3)の要件を満たしているか否かを審査する。請求がこれらの要件を満たしていないときは、審査部は、請求人に対し、指定する期間内に指摘した欠陥を補充し、かつ、クレーム及び該当するときは明細書及び図面を訂正するための単一の機会を与える。

(3) 限定請求が(2)に基づいて許可することができるものであるときは、審査部は、請求人に対し、このことを通知し、また、3月の期間内に所定の手数料を納付し、かつ、手続言語以外の欧州特許庁の公用語による訂正後のクレームの翻訳文を提出するよう求める。規則 82(3)第 1 文を準用する。請求人がこれらの行為を期限内に履行したときは、審査部は、その特許を限定する。

(4) 請求人が(2)に基づいて行われた通知に対して期限内に応答しなかった場合又は限定請求が許可することができるものではなかった場合又は請求人が(3)に基づいて要求された行為を期限内に履行しなかった場合は、審査部は、その請求を拒絶する。

規則 96 訂正された欧州特許明細書の内容及び形式

訂正された欧州特許明細書には、訂正後の明細書、クレーム及び図面を含める。規則 73(2)及び(3)並びに規則 74 を適用する。

第 VI 部 条約第 VI 部施行規則

第 I 章 審判請求手続

規則 97 費用の配分及び金額決定に対する審判請求

- (1) 異議申立手続に係る費用の配分は、審判請求の唯一の主題とすることができない。
- (2) 異議申立手続に係る費用の額を定める決定については、その額が審判請求手数料の額を超える場合を除き、審判請求をすることができない。

規則 98 特許の放棄又は失効

異議部の決定については、それに係る欧州特許がすべての指定締約国に関して放棄されているか又はそれらのすべての国において消滅している場合であっても、審判請求をすることができる。

規則 99 審判請求通知書の内容及び理由陳述書

- (1) 審判請求通知書には、次の事項を含める。
 - (a) 審判請求人についての、規則 41(2)(c)の規定による名称及び宛先
 - (b) 審判請求の対象となる決定の表示、及び
 - (c) 審判請求の主題を明確にした請求
- (2) 審判請求理由の陳述書には、審判請求人は、異議を唱える決定が破棄されるべき理由又はそれが修正されるべき範囲及び審判請求の根拠とする事実及び証拠を記載する。
- (3) 施行規則第 III 部は、審判請求の通知書、理由の陳述書及び審判手続において提出される書類に準用する。

規則 100 審判の審理

- (1) 別段の定めがあるときを除き、審判請求の対象となる決定を行った部門における手続に関する規定は、審判請求手続に準用する。
- (2) 審判の審理においては、審判部は、必要となるたびに、当事者に対し、審判部自体が行った通知又は他方当事者が提出した意見書に関する意見書を指定する期間内に提出するよう求める。
- (3) 出願人が(2)に基づく求めに対して期限内に応答しなかった場合は、審判請求の対象となった決定が法律部により取り上げられない限り、その欧州特許出願は取り下げられたものとみなす。

規則 101 受容することができないものとしての審判請求の拒絶

- (1) 審判請求が第 106 条から第 108 条まで、規則 97 又は規則 99(1)(b)若しくは(c)又は(2)に従っていないときは、審判部は、それを受容することができないものとして拒絶する。ただし、欠陥があった場合において、それが第 108 条に基づく関連する期間の満了前には是正されたときは、この限りでない。
- (2) 審判部は、審判請求が規則 99(1)(a)に従っていないことを知ったときは、これを審判請求人に通知し、かつ、同人に対し、指摘した欠陥を指定する期間内に是正するよう求める。

欠陥が期限内に是正されなかったときは、審判部は、その審判請求を受容することができないものとして拒絶する。

規則 102 審決の形式

審決は、審判長によって及び審判部記録課の権限ある職員によって、署名又は他の適切な手段の何れかによって認証される。審決には、次の事項を記載する。

- (a) それが審判部によって行われた旨の陳述
- (b) 審決のなされた日付
- (c) 審決に参加した審判長及び他の審判官の名称
- (d) 当事者及びその代理人の名称
- (e) 当事者の請求
- (f) 事実の概要
- (g) 理由
- (h) 審判部の命令。これは、適切な場合は費用に関する決定を含む。

規則 103 審判請求手数料の返却

- (1) 次に該当するときは、審判請求手数料を全額返却する。
 - (a) 中間変更が生じた場合又は審判部が審判請求を許可することができるものとみなした場合において、重要な手続違反を理由として当該返却が衡平であること、又は
 - (b) 審判請求が、審判請求理由陳述書の提出前及びその陳述書を提出するための期間の満了前に取り下げられたこと
- (2) 審判請求手数料は、(1) (b)に基づく期間の満了後に取り下げられた場合は、取下げの発生が次に該当することを条件として、50%返却する。
 - (a) 口頭手続の日が設定されている場合は、当該日の少なくとも4週間前
 - (b) 口頭手続が設定されておらず、かつ、審判部が意見書の提出を審判請求人に求める通信を発出している場合は、意見書提出のために審判部が設定した期間の満了前
 - (c) それ以外の場合は、決定が下される前
- (3) 決定に異議を唱えられた部門が、その決定を変更し、かつ、重要な手続違反を理由として返却することが衡平であると判断したときは、その部門は返却を命じる。それ以外の場合は、返却については審判部が決定する。

第 II 章 拡大審判部による再審理を求める申請

規則 104 更なる基本的な手続上の欠陥

審判部の処置が次のものである場合は、第 112a 条(2) (d)に基づく基本的な手続上の欠陥が生じている可能性がある。

- (a) 第 116 条に違反して、申請人が請求した口頭手続を開催しなかったこと、又は
- (b) 審判請求に関する決定をしたが、その際、その決定に関連する請求についての決定をしなかったこと

規則 105 犯罪行為

再審理を求める申請は、犯罪行為が生じたと管轄の裁判所又は当局が最終的に確認している場合は、第 112a 条(2) (e)を根拠とすることができる。有罪判決は必要としない。

規則 106 不服申立の義務

第 112a 条(2) (a) から (d) までに基づく申請は、審判中に手続の欠陥に関する不服申立がされ、審判部によって却下された場合に限り、受容される。ただし、当該不服を審判中に申し立てることが可能でなかったときは、この限りでない。

規則 107 再審理申請の内容

- (1) 申請書には次の事項を含める。
 - (a) 規則 41(2) (c)に定める申請人の名称及び宛先
 - (b) 再審理されるべき決定の表示
- (2) 申請書は、審判部の決定を破棄するための理由並びに申請の根拠とする事実及び証拠を表示する。
- (3) 施行規則第 III 部は、再審理申請及びその手続において提出される書類に準用する。

規則 108 申請の審査

- (1) 申請が第 112a 条(1)、(2)若しくは(4)、規則 106 又は規則 107(1) (b)若しくは(2)に従っていない場合は、拡大審判部は、その申請を受容することができないものとして拒絶する。ただし、欠陥が第 112a 条(4)に基づく関連する期間の満了前に是正されたときは、この限りでない。
- (2) 拡大審判部は、申請が規則 107(1) (a)に従っていないと知った場合は、これを申請人に通知し、また、申請人に対し、指定する期間内に指摘した欠陥を是正するよう求める。欠陥が期限内に是正されなかった場合は、拡大審判部は、その申請を受容することができないものとして拒絶する。
- (3) 申請が許可することができるものである場合は、拡大審判部は、審判部の決定を破棄し、規則 12(4)に基づく担当審判部における手続の再開を命じる。拡大審判部は、破棄された決定に参加した審判部構成員の交代を命じることができる。

規則 109 再審理申請の処理手続

- (1) 第 112a 条に基づく手続に関しては、別段の定めがあるときを除き、審判部における手続

に関する規定を適用する。規則 115(1)第 2 文，規則 118(2)第 1 文及び規則 132(2)は適用しない。拡大審判部は，規則 4(1)第 1 文から逸脱する期間を指定することができる。

(2) 拡大審判部は，

(a) 2 の法律職構成員及び 1 の技術職構成員をもって構成し，再審理申請をすべて審査し，また，明らかに受容することができないもの又は許可することができないものを拒絶する。この決定には，全員の同意を必要とする。

(b) 4 の法律職構成員及び 1 の技術職構成員をもって構成し，(a)に基づいて拒絶されなかったすべての申請に関して決定する。

(3) (2)(a)に従って構成された拡大審判部は，他の当事者の関与なく，かつ，申請を基にして決定をする。

規則 110 再審理申請手数料の返却

拡大審判部は，審判部における手続が再開された場合は，再審理申請手数料の返却を命じる。

第 VII 部 条約第 VII 部施行規則

第 I 章 欧州特許庁の決定及び通知

規則 111 決定の形式

(1) 欧州特許庁において口頭手続が行われた場合は、決定は、口頭で言い渡すことができる。当該決定は、その後書面にし、当事者に通告する。

(2) 審判請求をすることができる欧州特許庁の決定には、理由を付さなければならず、また、審判請求の可能性を指摘し、かつ、第 106 条から第 108 条までの条文を添付して当事者の注意を喚起した書面により通知する。当事者は、通知に従う。

規則 112 権利失効の認定

(1) 欧州特許庁は、欧州特許出願の拒絶、欧州特許の付与、取消若しくは維持又は証拠調べに関する決定が行われることなく、権利の失効が生じていると認めたときは、これを関係当事者に通知する。

(2) 関係当事者が欧州特許庁の認定は正しくないと考えた場合は、同人は、(1)に基づく通知から 2 月以内に当該事項に関する欧州特許庁の決定を申請することができる。欧州特許庁は、決定を請求する者と意見を共有しない場合に限り、当該決定を行う。それ以外の場合は、欧州特許庁は、その関係当事者に知らせる。

規則 113 署名、名称、印

(1) 欧州特許庁の決定、召喚、通告及び通知には、担当職員が署名し、かつ、その名称を記載する。

(2) (1)にいう書類が担当職員によりコンピュータを使用して作成される場合は、署名に代えて、押印とすることができる。書類がコンピュータによって自動的に作成される場合は、職員の名称を省略することもできる。この規定は、事前に印刷された通知及び通知に適用する。

第 II 章 第三者による意見

規則 114 第三者による意見

- (1) 第三者による意見は、欧州特許庁の公用語により書面をもって提出し、また、その根拠とする理由を陳述する。規則 3(3)を適用する。
- (2) 当該意見の提出があったときは、その意見は、特許の出願人又は所有者に通知され、それらの者はそれについて答弁することができる。

第 III 章 口頭手続及び証拠調べ

規則 115 口頭手続への召喚

(1) 当事者は、第 116 条に基づく口頭手続に召喚され、その際、本条規則(2)についての注意が喚起される。当事者がより短い期間に同意するときを除き、召喚については最低 2 月の事前通知を与える。

(2) 欧州特許庁の口頭手続に正規に召喚された当事者が召喚されたとおりに出頭しない場合は、手続は、当該当事者なしで続行することができる。

規則 116 口頭手続の準備

(1) 召喚状を出すに際し、欧州特許庁は、その見解において、決定をするために討議する必要がある論点について注意を喚起する。同時に、口頭手続における提出書類を提出するための最終期日を定める。規則 132 は適用しない。当該日後に提示される新たな事実及び証拠は、手続の対象が変更になったという理由で受容されるとき以外は、検討する必要がある。

(2) 出願人又は特許所有者は、特許の付与又は維持を阻害する理由について通告を受けた場合は、条約の要件を満たす書類を(1)第 2 文に指定された日までに提出するよう求められることがある。(1)第 3 文及び第 4 文を準用する。

規則 117 証拠調べに関する決定

欧州特許庁は、当事者、証人若しくは鑑定人を聴聞し又は検証を行うことが必要であると考えたときは、その旨の決定をし、欧州特許庁が実施しようとする調査、立証しようとする関連事実並びに調査の日、時及び場所を設定する。当事者によって、証人及び鑑定人の聴聞が請求されたときは、決定は、請求人が、関係する証人又は鑑定人の名称及び宛先を知らせるべき期間を指定する。

規則 118 欧州特許庁において証言をさせるための召喚

(1) 欧州特許庁において証言をさせるための召喚状は、関係する当事者、証人又は鑑定人に対して発行する。

(2) 召喚については最低 2 月の事前通知書を、証言をする当事者、証人又は鑑定人に対して発行するが、それらの者がそれより短い期間に同意するときは、この限りでない。召喚状には、次の事項を含める。

(a) 規則 117 に基づく決定の抄本であって、命令した調査の日、時及び場所を表示し、当事者、証人又は鑑定人の聴聞に係る事実を陳述したもの

(b) 当事者の名称及び証人又は鑑定人が規則 122(2) から(4)までに基づいて援用することができる権利の明細

(c) 当事者、証人又は鑑定人は、規則 120 に基づき、その居所がある国の管轄裁判所において審理を受けることを要求することができる旨の表示及び同人がそこに出頭する用意があるか否かを欧州特許庁に知らせることの要請

規則 119 欧州特許庁における証拠審査

(1) 審査部、異議部又は審判部は、提示された証拠の審査をその構成員の 1 に委嘱すること

ができる。

(2) 当事者、証人又は鑑定人が聴聞を受ける前に、それらの者は、欧州特許庁は当該人の居所がある国の管轄裁判所に宣誓に基づき又は同様に拘束力のある形式によってその証言を再審査するよう要求することができることを知らされる。

(3) 当事者は、調査に立ち会うことができ、また、証言する当事者、証人又は鑑定人に関連性のある質問をすることができる。

規則 120 国内管轄裁判所による聴聞

(1) 欧州特許庁への召喚を受けた当事者、証人又は鑑定人は、欧州特許庁に対し、その居所がある国の管轄裁判所によって聴聞を受けることを許可するよう要求することができる。これが要求されたとき又は召喚状において指定された期間内に応答を受領しなかったときは、欧州特許庁は、第 131 条(2)に従って、管轄裁判所にその関係人を聴聞するよう要求することができる。

(2) 当事者、証人又は鑑定人が欧州特許庁によって聴聞された場合において、後者が宣誓に基づく又は同様に拘束力のある形式による証言を取ることが望ましいと考えたときは、後者は、当該関係人の居所がある国の管轄裁判所に対して第 131 条(2)に基づく要求書を発行して、前記の条件の下でその証言を再審査するよう要求することができる。

(3) 欧州特許庁は、管轄裁判所に対して証言を取るよう要求するときは、その裁判所に対して、宣誓に基づく又は同様に拘束力のある形式による証言を取ることに並びに関係部門の構成員がその聴聞に出席し、当事者、証人又は鑑定人に対し、裁判所経由又は直接の何れかの方法で、質問をすることを許可するよう要求することができる。

規則 121 鑑定人への委託

(1) 欧州特許庁は、任命した鑑定人による意見を如何なる形式で提出させるかについて決定する。

(2) 鑑定人への委託条件には、次の事項を含める。

(a) 鑑定人の任務についての正確な記述

(b) 意見書を提出させるために指定する期間

(c) 手続当事者の名称

(d) 鑑定人が規則 122(2)から(4)までに基づいて援用することができる権利の明細

(3) 如何なる意見書も、その写しを当事者に提出する。

(4) 当事者は、鑑定人に対して異議を提起することができる。欧州特許庁の関係部門は、その異議について決定する。

規則 122 証拠調べの費用

(1) 欧州特許庁による証拠調べの実行は、証言を取ることを要求する当事者が、費用の概算を基準として定める金額を同庁に供託することを条件とすることができる。

(2) 欧州特許庁によって召喚され、出頭する証人又は鑑定人は、旅費及び寝食費について適切な弁済を受ける権利を有する。当該人は、これらの費用について前渡金を受けることができる。この規定は、欧州特許庁に、同庁によって召喚されることなく出頭し、証人又は鑑定人として聴聞される者にも適用する。

(3) (2)に基づく弁済を受ける権利を有する証人は、その収入の減失に対する適切な補償を、また、鑑定人は、その業務に対する手数料を受ける権利をも有する。これらの支払は、証人及び鑑定人に対し、当該人がその義務又は職務を果たした後に行う。

(4) 管理理事会は、(2)及び(3)の実施明細を定める。これらの規定に基づいて支払われるべき金額は、欧州特許庁が支払う。

規則 123 証拠保全

(1) 請求があったときは、欧州特許庁は、遅滞なく、欧州特許出願又は欧州特許に関して同庁が行うことを要求される可能性がある決定に影響を及ぼす虞のある事実に係る証拠を保全する措置を取ることができる。ただし、後に証拠調べをすることが一層困難に又は不可能にさえなると危惧する理由があることを条件とする。その措置を取る日については、特許の出願人又は所有者に対し、同人が立ち会うことを可能とする時期に通知する。同人は、関連性のある質問をすることができる。

(2) 請求書には、次の事項を含める。

(a) 請求人の明細であって、規則 41(2)(c)の規定によるもの

(b) 問題となっている欧州特許出願又は欧州特許の十分な特定

(c) 証拠調べの対象とする事実の表示

(d) 証拠を与える又は取得する手段の明細

(e) 後に証拠調べをすることが一層困難に又は不可能にさえなると危惧することについての疎明

(3) 請求は、所定の手数料が納付されるまでは、提出されたものとみなさない。

(4) 請求に関する決定及びこれに基づく証拠調べについては、立証されるべき事実によって影響を受ける虞がある決定をすることを要求される欧州特許庁の部門が義務を負う。欧州特許庁における手続に関する証拠調べについての規定を適用する。

規則 124 口頭手続及び証拠調べの調書

(1) 口頭手続及び証拠調べの調書は、口頭手続又は証拠調べの主要点、当事者がした関連する陳述、当事者、証人又は鑑定人の証言及び検証の結果を記載して作成する。

(2) 証人、鑑定人又は当事者の証言の調書は、同人がそれを検査することができるよう、同人に対して朗読し、提出し、又は技術的手段で記録されているときは、同人のために再生する。ただし、同人がこの権利を放棄しているときは、この限りでない。この手続が実行されたこと及び証言をした者が調書を承認したことは、調書に記載する。承認が与えられなかったときは、その異議を記載する。調書の記録を再生すること又はそれらの者の承認を得ることは、証言が技術的手段を使用して逐語的に、かつ、直接的に記録されているときは必要でない。

(3) 調書には、その作成担当職員及び口頭手続又は証拠調べをした職員が、署名又は他の適切な手段で認証する。

(4) 当事者には、調書の写しを与える。

第 IV 章 通告

規則 125 総則

(1) 欧州特許庁は、当然のことながら、関係人に対し、決定及び召喚状並びに通知その他の通信であって、期限起算の基礎となるもの、条約に基づいて関係人に通告されなければならないもの又は通告が欧州特許庁長官により命じられているものを通告する。なされるべき如何なる通告も、原書類の形、その写しであって欧州特許庁に認証され若しくはその押印を付されたもの、コンピューター出力であって当該押印が付されたもの又は電子書類であって当該押印を含む若しくは他の方法で認証されたものとする。当事者自身から発出される書類の写しは、そのような認証を要求されない。

(2) 通告は、次の方法で行う。

(a) 規則 126 に従う郵便により

(b) 規則 127 に従う電気通信手段により

(c) 規則 128 に従う欧州特許庁の構内における手交により、又は

(d) 規則 129 に従う公示により

(3) 締約国の中央工業所有権官庁を経由する通告は、国内の手續において当該官庁に適用される法律に従って行う。

(4) 書類が名宛人に到着している場合において、欧州特許庁がそれは正規に通告されたと証明することができないとき又は通告に関する規定が守られていなかったときは、その書類は、欧州特許庁が受領日として立証する日に通告されているものとみなす。

規則 126 郵便による通告

(1) 審判請求又は再審理申請のための期間を生じさせる決定書、召喚状及び欧州特許庁長官が定めるそれ以外の書類は、配達通知付きの書留郵便又は同等のものによって通告する。郵便によるそれ以外のすべての通告は、書留郵便による。

(2) 通告が(1)に従って行われた場合は、当該書簡は、それを郵便サービス提供者に引き渡した後 10 日目に名宛人に配達されたものとみなす。ただし、それが名宛人に届かなかつた、又は前記の日より後の日に到達したときは、この限りでない。紛争が生じた場合は、その事情に応じて、書簡がその目的地に届いたことを立証すること又は書簡が名宛人に配達された日を立証することは、欧州特許庁の責任である。

(3) (1)に従う通告は、当該書簡の受領が拒絶された場合においても、行われたものとみなす。

(4) 郵便による通告が(1)から(3)までによって定められていない範囲については、通告が行われる国の法律を適用する。

規則 127 電気通信手段による通告

(1) 通告は、欧州特許庁長官が定める電子通信により、かつ、同長官が定める条件に基づいて行うことができる。

(2) 通告が電気通信手段により行われる場合は、電子書類は、その送信後10日目に名宛人に配達されたものとみなされる。ただし、それが宛先に届かなかつたか又は宛先に遅れて届いた場合は、この限りでない。紛争が生じた場合は、その事情に応じて、電子書類がその宛先に届いたことを立証すること又はそれが宛先に届いた日を立証することは、欧州特許庁の責

任である。

規則 128 手交による通告

通告は、欧州特許庁の構内において書類を名宛人に手交することによって行うことができ、名宛人は、手交時にその受領を確認する。名宛人が書類の受け取り又は受領の確認を拒絶した場合でも、通告は行われたものとみなす。

規則 129 公示通告

- (1) 名宛人の宛先を確定することができない場合又は2度目の試行の後でも規則 126(1)に従った通告が不可能であることが証明された場合は、通告は公示通知による。
- (2) 欧州特許庁長官は、公示通告をする方法及びその満了時に書類が送達されたとみなされる1月の期間の始期を定める。

規則 130 代理人への通告

- (1) 代理人が選任されている場合は、同人を通告の名宛人とする。
- (2) 単一の当事者のために複数の代理人が選任されている場合は、通告は、それらの者の何れか1に対するもので足りる。
- (3) 複数の当事者が共通代理人を有する場合は、通告は、その共通代理人に対するもので足りる。

第V章 期間

規則 131 期間の計算

- (1) 期間は、年、月、週又は日を単位として定める。
- (2) 計算は、関連する出来事、すなわち、手続上の処置又は他の期間の満了が生じた日の翌日に開始する。手続上の処置が通告である場合は、関連する出来事とは、別段の定めがあるときを除き、通告される書類の受領である。
- (3) 期間が1年又は一定数の年として表現されている場合は、その期間は、関連する後の年において、前記の出来事が生じた月及び日と同じ名称を有する月及び同じ数字を有する日に満了する。関連する後の月が同じ数字の日を有していない場合は、期間は、その月の末日に満了する。
- (4) 期間が1月又は一定数の月として表現されている場合は、その期間は、関連する後の月において、前記の出来事が生じた日と同じ数字を有する日に満了する。関連する後の月が、同じ数字の日を有していない場合は、期間は、その月の末日に満了する。
- (5) 期間が1週又は一定数の週として表現されている場合は、その期間は、関連する後の週において、前記の出来事が生じた日と同じ名称を有する日に満了する。

規則 132 欧州特許庁が指定する期間

- (1) 条約又は本施行規則が「指定する期間」に言及している場合は、この期間は、欧州特許庁が指定する。
- (2) 別段の定めがあるときを除き、欧州特許庁が指定する期間は、2月以上4月以下とし、一定の事情においては、最長6月とすることができる。特別な事件に関しては、期間は、請求に基づいて延長することができるが、その請求は当該期間の満了前に提示する。

規則 133 書類の遅延受領

- (1) 欧州特許庁において遅く受領された書類は、それが期間満了前に欧州特許庁長官が定めた条件に従って、承認されている郵送業者に引渡されていたときは、期限内に受領されたものとみなす。ただし、その書類が期間満了から3月以上後に受領されたときは、この限りでない。
- (2) (1)は、手続が、管轄当局に対して、第75条(1)(b)又は(2)(b)に従って行われる場合の期間に準用する。

規則 134 期間延長

- (1) 期間が、規則35(1)に基づく欧州特許庁の提出場所の1が書類の受付をしない日又は(2)にいう以外の理由で、郵便がそこに配達されない日に満了するときは、その期間は、その後すべての提出場所が書類の受付をし、郵便が配達される最初の日まで延長する。第1文は、規則2(1)に基づいて欧州特許庁長官が許可する電気通信手段の1によって提出される書類を受領することができない場合に準用する。
- (2) 期間が、締約国における郵便の配達又は発送に全般的混乱が生じている日に満了する場合は、その期間は、当事者であって、その国に居住しているか又はその国に営業所を有する代理人を指定している者に対しては、混乱期間の終了に続く最初の日まで延長する。その国

が欧州特許庁の所在する国であるときは、この規定は、すべての当事者及びその代理人に適用する。この規定は、規則 37(2)にいう期間に準用する。

(3) (1)及び(2)は、手続が、管轄当局に対し、第 75 条(1) (b)又は(2) (b)に従って行われる場合に準用する。

(4) (2)に基づく混乱の開始の日及び終了の日は、欧州特許庁が公告する。

(5) (1)から(4)までを損なうことなく、関係当事者は、期間満了に先立つ 10 日間の何れかの日において郵便の配達又は発送が混乱し、その原因が異常事態、例えば、自然災害、戦争、内乱、規則 2(1)に基づいて欧州特許長官が許可している電気通信手段の何れかにおける全般的機能停止又は当事者若しくはその代理人が居住し若しくはその営業所を有している地域における他の類似の事由であることの証拠を提出することができる。提出された証拠を欧州特許庁が認めるときは、遅れて受領された書類は、期限内に受領されたものとみなす。ただし、郵送又は発送が混乱終了後遅くとも 5 日目に行われたことを条件とする。

規則 135 手続の続行

(1) 第 121 条(1)に基づく手続の続行は、期限の不遵守又は権利喪失の何れかに関する通知から 2 月以内に所定の手数料を納付することによって請求する。遺漏した手続は、請求をするための期間内に完了させなければならない。

(2) 手続の続行は、第 121 条(4)にいう期間、規則 6(1)、規則 16(1) (a)、規則 31(2)、規則 36(2)、規則 40(3)、規則 51(2)から(5)まで、規則 52(2)及び(3)、規則 55、規則 56、規則 58、規則 59、規則 62a、規則 63、規則 64、規則 112(2)並びに規則 164(1)及び(2)に基づく期間に関しては除外する。

(3) 遺漏が生じた手続に関して決定をする権限を有する部門は、手続の続行に関する請求について決定する。

規則 136 権利の回復

(1) 第 122 条(1)に基づく権利回復請求は、期間不遵守の理由の除去から 2 月以内、ただし、遵守しなかった期限の終結から遅くとも 1 年以内に、書面をもって提出する。ただし、第 87 条(1)及び第 112a 条(4)において指定した期間に関するものは、その期間の満了から 2 月以内に提出する。権利回復請求は、所定の手数料が納付されるまでは、提出されたとみなさない。

(2) 請求書は、その根拠とする理由を記述し、また、それが依拠する事実を説明する。遺漏が生じた手続は、(1)による請求書提出のための関連する期間内に完了させなければならない。

(3) 権利回復は、第 121 条に基づく手続の続行が利用可能である期間及び権利回復請求のための期間に関しては除外する。

(4) 遺漏が生じた手続に関して決定をする権限を有する部門が、権利回復請求について決定する。

第 VI 章 補正及び訂正

規則 137 欧州特許出願の補正

(1) 欧州調査報告を受け取る前においては、別段の定めがある場合を除き、出願人は、欧州特許出願の明細書、クレーム又は図面を補正することができない。

(2) 規則 70a(1)若しくは(2)又は規則 161(1)に基づく欧州特許庁による通知に応答してなされる意見、訂正又は補正と同時に、出願人はその意思により、明細書、クレーム及び図面を補正することができる。

(3) その後の補正は、審査部の同意を得ない限り、することができない。

(4) (1)から(3)までにいう補正書を提出するときは、出願人は、それらを特定し、かつ、出願時の出願におけるそれらの根拠を表示しなければならない。審査部が何れかの要件の不遵守を認める場合は、同部は、1月以内にこの欠陥の訂正を求めることができる。

(5) 補正クレームは、当初にクレームされていた発明又は単一の包括的発明概念を形成する一群の発明と関連していない未調査の主題を対象とすることができず、規則 62a 又は規則 63 に従って調査されていない主題を対象とすることもできない。

規則 138 異なる国についての異なるクレーム、明細書及び図面

欧州特許庁が第 139 条(2)に基づく先の権利の存在を知らされた場合は、欧州特許出願又は欧州特許は、1 又は 2 以上の当該国に対して、他の指定国に対するものとは異なるクレーム及び適切な場合は明細書及び図面を含むことができる。

規則 139 欧州特許庁に提出された書類における誤りの訂正

欧州特許庁に提出された書類における言語上の誤り、転写の誤り及び錯誤は、請求に基づいて訂正することができる。ただし、訂正の請求が明細書、クレーム又は図面に関するものである場合は、その訂正は、訂正の申出がされている以外の何物も意図していないということが即時に明らかであるという意味において、明白でなければならない。

規則 140 決定における誤りの訂正

欧州特許庁の決定に関しては、言語上の誤り、転写の誤り及び明白な錯誤に限り訂正することができる。

第 VII 章 先行技術に関する情報

規則 141 先行技術に関する情報

- (1) 第 87 条の意味における優先権を主張する出願人は、欧州特許出願と同時に先の出願をした当局によってなされた調査結果の写しを、Euro-PCT 出願の事例においては、欧州段階に入ったときに又は当該結果が利用可能となった後に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) (1)にいう写しは、欧州特許庁に利用可能となり、欧州特許庁長官が定める条件に基づいて欧州特許出願のファイルに含まれる場合は、正規に提出されたものとみなされる。
- (3) (1)及び(2)を損なうことなく、欧州特許庁は、出願人に対し、第 124 条(1)の意味の先行技術情報を 2 月以内に提出するよう求めることができる。

第 VIII 章 手続の中断

規則 142 手続の中断

(1) 欧州特許庁における手続は、次の場合は、中断する。

(a) 欧州特許の出願人若しくは所有者又は国内法によってその代理として行動する権限を与えられた者が死亡するか若しくは法的無能力になった場合。前記の事件が第 134 条に基づいて任命された代理人への授権に影響を与えない場合は、手続は、当該代理人による申請があったときに限り、中断する。

(b) 欧州特許の出願人又は所有者が、自らの財産に対して取られた処分の結果として、法的理由により手続の続行を阻止された場合

(c) 欧州特許の出願人若しくは所有者の代理人が死亡するか又は法的無能力になった、又はその代理人が、自らの財産に対して取られた処分の結果から生じた法的理由により手続の続行を阻止された場合

(2) (1) (a) 及び (b) にいう場合において、欧州特許庁は、その手続を継続する権限を付与されている者の同一性についての通知を受けているときは、当該人及び第三者がいる場合はその第三者に対し、指定する日からその手続が再開される旨を通知する。

(3) (1) (c) にいう場合においては、欧州特許庁が出願人の新たな代理人の任命についての知らせを受けたとき又は欧州特許庁が他方当事者に対し、特許所有者の新たな代理人の任命について知らせたときに、手続は再開される。手続の中断の開始から 3 月後に、欧州特許庁が新たな代理人の任命について知らせを受けていない場合は、欧州特許庁は、その特許の出願人又は所有者に次のことを通知する。

(a) 第 133 条(2) が適用される場合において、この通知から 2 月以内に前記の知らせが提出されないときは、欧州特許出願は取下げとみなされること又は欧州特許は取り消されること、又は

(b) それ以外の場合は、この通知の通告の時から、特許の出願人又は所有者に対する手続が再開されること

(4) 審査請求及び更新手数料納付のための期間を除き、手続の中断の日において効力を有していた期間は、手続が再開された日から再度開始する。当該日が審査請求を提出しなければならない期間の終了から 2 月以内である場合は、当該請求は、当該日から 2 月以内に提出することができる。

第 IX 章 公衆に対する情報

規則 143 欧州特許登録簿への記入事項

- (1) 欧州特許登録簿には、次の事項を記入する。
 - (a) 欧州特許出願の番号
 - (b) 出願日
 - (c) 発明の名称
 - (d) 出願に付与された分類記号
 - (e) 指定された締約国
 - (f) 特許の出願人又は所有者の明細であって、規則 41(2)(c)の規定によるもの
 - (g) 特許の出願人又は所有者によって指定された発明者の姓、名及び宛先。ただし、発明者が規則 20(1)に基づいて言及される権利を放棄している場合を除く。
 - (h) 特許の出願人又は所有者の代理人の明細であって、規則 41(2)(d)の規定によるもの。複数の代理人がいる場合は、最初に記名されている代理人の明細に限定し、「及びその他」と続け、また、規則 152(11)にいう団体の場合は、その団体の名称及び宛先に限定する。
 - (i) 優先権事項(先の出願の日付、国名及び出願番号)
 - (j) 出願が分割されたときは、すべての分割出願の番号
 - (k) 分割出願又は第 61 条(1)(b)に基づく新たな出願の場合は、先の出願に関する(a)、(b)及び(i)にいう情報
 - (l) 出願の公開日及び該当する場合は欧州調査報告の別途の公開日
 - (m) 審査請求の提出日
 - (n) 出願が拒絶され、取り下げられ又は取下げとみなされた日
 - (o) 欧州特許の付与に関する言及の公告日
 - (p) 異議申立期間中及び該当する場合は異議申立に対する最終決定がなされる前での、締約国における欧州特許の消滅の日
 - (q) 異議申立の提出日
 - (r) 異議申立に関する決定の日付及び趣旨
 - (s) 規則 14 及び規則 78 にいう場合における手続の中止及び再開の日
 - (t) 規則 142 にいう場合における手続の中断及び再開の日
 - (u) 権利回復の日。ただし、(n)又は(r)に基づく記入がされていることを条件とする。
 - (v) 第 135 条(3)に基づく変更請求の提出
 - (w) 出願又は欧州特許に関する権利及び当該権利の移転。ただし、本施行規則が、それらが記録されるべき旨を定めている場合に限る。
 - (x) 欧州特許の限定又は取消を求める請求に関する決定の日付及び趣旨
 - (y) 再審理申請に関する拡大審判部の決定の日付及び趣旨
- (2) 欧州特許庁長官は、欧州特許登録簿に(1)にいう以外の事項を記入すべき旨の決定をすることができる。

規則 144 ファイルの一部であって、閲覧から除外されるもの

ファイルの一部であって、第 128 条(4)に基づく閲覧から除外されるものは、次のとおりである。

- (a) 審判部又は拡大審判部の構成員についての除斥又は忌避に関する書類
- (b) 決定及び通知の草案並びに他の書類であって、決定及び通知の準備のために使用され、当事者には通知されないもののすべて
- (c) 発明者の指定書。ただし、発明者が、言及される権利を規則 20(1)に基づいて放棄している場合に限る。
- (d) 上記以外の書類であって、特許庁長官が、当該閲覧は欧州特許出願又は欧州特許に関して、公衆に情報を提供する上で有用ではないであろうという理由に基づいて、閲覧の対象から除外するもの

規則 145 ファイル閲覧の手続

- (1) 欧州特許出願及び特許のファイルの閲覧は、原本若しくはその写し又はファイルが技術的記憶手段によって記憶されているときは、その技術的記憶手段について行う。
- (2) 欧州特許庁長官は、取扱手数料の納付を必要とする事情を含め、ファイル閲覧に関する取決めを決定する。

規則 146 ファイルに含まれている情報の通知

第 128 条(1)から(4)まで及び規則 144 に定められた制限に従うことを条件として、欧州特許庁は、請求があったときは、取扱手数料の納付を条件として、欧州特許出願又は欧州特許のファイルに関する情報を通知することができる。ただし、欧州特許庁は、提供すべき情報の量を考慮して適切と考えるときは、ファイル閲覧の選択肢に言及することができる。

規則 147 ファイルの構成、維持及び保存

- (1) 欧州特許庁は、すべての欧州特許出願及び特許に関するファイルを電子的に構成し、維持し、保存する。
- (2) 欧州特許庁長官は、(1)の電子ファイルの管理に関して必要な技術的、管理的手配のすべてを決定する。
- (3) 電子ファイルに組み込まれた書類は、原本であるとみなされる。当該書類の当初の紙版は、少なくとも 5 年経過後にのみ破棄される。この保存期間は、当該書類が電子ファイルに組み込まれた年の終わりに開始する。
- (4) すべてのファイルは、次のことが生じた年の終わりから少なくとも 5 年間保存する。
 - (a) 出願が拒絶され、取り下げられ又は取下げとみなされること
 - (b) 特許が欧州特許庁によって取り消されること、又は
 - (c) 特許又は第 63 条(2)に基づくそれと対応する保護が、指定諸国中の最終国において消滅すること
- (5) (4)を損なうことなく、出願であって、第 76 条に基づく分割出願又は第 61 条(1)(b)に基づく新たな出願を生じさせたものに関するファイルは、後者の出願中の何れかに関するファイルと、少なくとも同じ期間保存する。この規定は、その結果として生じる欧州特許に適用する。

第 X 章 法的及び管理上の協力

規則 148 欧州特許庁と締約国の当局との間の通知

- (1) 欧州特許庁と締約国の中央工業所有権官庁との間の通知であって、本条約の適用から生じるものは、それらの当局の間で直接に行う。欧州特許庁と締約国の裁判所又は他の当局との間の通知は、上記の中央工業所有権官庁を通じて行うことができる。
- (2) (1)の通知に関する費用は、通知を取る当局が負担し、その当局は手数料を免除される。

規則 149 締約国の裁判所若しくは当局による又はそれらを経由してのファイルの閲覧

- (1) 締約国の裁判所又は当局による欧州特許出願又は欧州特許のファイルの閲覧は、原本又はその写しについて行う。規則 145 は適用しない。
- (2) 締約国の裁判所又は検察庁は、欧州特許庁からそこに移送されたファイル又はその写しについて、その手続の過程で第三者に通知することができる。その通知は、第 128 条に従って行い、また、手数料は課されない。
- (3) 欧州特許庁は、ファイルを送るときは、第三者によるファイル閲覧について第 128 条(1)及び(4)に基づいて適用される可能性のある制限について注意を喚起する。

規則 150 嘱託書についての手続

- (1) 各締約国は、中央当局であって、欧州特許庁が発行する嘱託書を受領し、その嘱託書を実行する権限のある裁判所又は当局に移送するものを指定する。
- (2) 欧州特許庁は、嘱託書を、管轄の裁判所又は当局の言語で作成するか又は当該嘱託書にその言語による翻訳文を添付する。
- (3) (5)及び(6)に従うことを条件として、管轄の裁判所又は当局は、当該要求の実行において従うべき手続及び特に適切な強制措置に関し、国内法を適用する。
- (4) 嘱託書を移送された裁判所又は当局がそれを実行する権限がない場合は、嘱託書は、直ちに(1)にいう中央当局に送付する。その中央当局は、嘱託書とその国の管轄の裁判所若しくは当局に移送するか、又はその国において裁判所又は当局が権限を有していない場合は、欧州特許庁に送達するかを何れかを行う。
- (5) 欧州特許庁は、取調べ又は他の法的措置が取られる時及び場所について知らせを受け、また、関係する当事者、証人及び鑑定人に知らせる。
- (6) 欧州特許庁から請求があったときは、管轄の裁判所又は当局は、関係部門の構成員の出席を許可し、また、その構成員が証言をする者に対して、直接に又は管轄の裁判所又は当局を通じて質問をすることを許可する。
- (7) 嘱託書の実行は、如何なる種類の手数料又は費用についての弁済も生じさせない。ただし、嘱託書の実行が行われた国は、機構に対して、鑑定人又は通訳に対して支払われる料金及び(6)に基づく手続から生じる費用について弁済を要求する権利を有する。
- (8) 管轄の裁判所又は当局が適用する法律が当事者に証拠を保全することを義務付けており、また、管轄の裁判所又は当局自体が、嘱託書を実行する能力を有していない場合は、当該当局は、欧州特許庁の同意を得て、それをするのに適切な者を指定することができる。当該同意を求めるときは、管轄の裁判所又は当局は、その手続から生じる概算費用を表示する。欧州特許庁が同意する場合は、機構は、生じた費用を弁済する。それ以外の場合は、機構は、当

該費用についての責めを負わない。

第 XI 章 代理

規則 151 共通代理人の選任

(1) 2 以上の出願人があり、かつ、欧州特許の付与を求める願書が共通代理人を指名していない場合は、願書に最初に記名されている出願人を共通代理人とみなす。ただし、出願人の 1 が職業代理人を選任するよう義務付けられている場合は、最初に記名された出願人が職業代理人を選任しているときを除き、この職業代理人を共通代理人とみなす。この規定は、異議申立又は参加の通知の提出に係る手続を共通して行う第三者及び欧州特許の共有者に対して準用する。

(2) 欧州特許出願が 2 以上の者に移転され、これらの者が共通代理人を選任していない場合は、(1) を準用する。当該準用が不可能な場合は、欧州特許庁は、これらの者に対し、指定する期間内に共通代理人を選任するよう求める。この求めが満たされなかった場合は、欧州特許庁が共通代理人を選任する。

規則 152 委任状

(1) 欧州特許庁長官は、欧州特許庁に対して手続をする代理人が、署名を付した委任状を提出すべき事件を定める。

(2) 代理人が当該委任状を提出しない場合は、欧州特許庁は、同人に対し、指定する期間内にそれを提出するよう求める。委任状は、1 又は 2 以上の欧州特許出願又は欧州特許を対象とすることができ、また、それに応じた通数の書面をもって提出する。

(3) 第 133 条(2)の要件が満たされていない場合は、同じ期間を代理人の選任及び委任状の提出に関して指定する。

(4) 代理人が当事者の特許手続のすべてに関して手続を取ることを可能にする包括委任状を提出することができる。書面は 1 通で足りる。

(5) 欧州特許庁長官は、次の事項に関する様式及び内容を定めることができる。

(a) 第 133 条(2)に基づく、自然人又は法人の代理に関する委任状

(b) 包括委任状

(6) 所要の委任状が期限内に提出されなかった場合は、代理人が取った手続であって、欧州特許の出願以外のものは、取られなかったものとみなし、これは、本条約によって規定されている他の法的結果に不利な影響を及ぼさない。

(7) (2) 及び(4) は、委任の取下げに適用する。

(8) 代理人は、その委任の終了が欧州特許庁に通知されるまでは、委任を受けているとみなす。

(9) 別段の明示規定がある場合を除き、委任は、委任した者の死亡によっては、欧州特許庁に対して終了しない。

(10) 当事者が複数の代理人を選任している場合は、その選任の通知又は委任状に別段の規定があるときでも、それらの者は、共同して又は単独で手続を取ることができる。

(11) 代理人の団体への委任は、その団体内において業務を行っている旨の証明を提出することができるすべての代理人への委任とみなす。

規則 153 弁護士－依頼人の証拠秘匿特権

- (1) 職業代理人としての資格における職業代理人から通知を求められた場合は、職業代理人とその依頼人又は他の者との間の通知であって、上記の目的に関連しており、かつ、「職業代理人の規律に関する規則」第 2 条に該当するもののすべては、欧州特許庁における手続において、開示に関して恒久的に秘匿特権を有する。ただし、当該特権が依頼人によって明示して放棄されているときは、この限りでない。
- (2) 開示に対する当該特権は、特に、次の事項に関する通知又は書類に適用する。
 - (a) 発明に関する特許性の評価
 - (b) 欧州特許出願の作成又は手続遂行、又は
 - (c) 欧州特許又は欧州特許出願の有効性、保護の範囲又は侵害に関する意見

規則 154 職業代理人名簿の変更

- (1) 職業代理人の記入は、同人が請求した場合又は督促の反復に拘らず同人が年会費の納付対象である年の 9 月末までにその協会に年会費を納付しなかった場合は、代理人名簿から削除する。
- (2) 第 134a 条(1)(c)に基づいて取られる懲戒措置を損なうことなく、職業代理人の記入は、次の場合に限り、職権により削除することができる。
 - (a) 同人が死亡したか又は法的無能力になった場合
 - (b) 同人が締約国の 1 の国民でなくなった場合。ただし、同人が第 134 条(7)(a)に基づく免除を与えられているときは、この限りでない。
 - (c) 同人が既に締約国の 1 の中に事業又は雇用の場所を有していない場合
- (3) 第 134 条(2)又は(3)に基づいて職業代理人名簿に記入され、その記入が削除された者は、削除のための条件が既に存在しなくなっている場合は、請求に基づいて再記入する。

第 VIII 部 条約第 VIII 部施行規則

規則 155 変更の請求の提出及び移送

(1) 第 135 条(1)(a)又は(b)にいう変更の請求は、欧州特許出願の取下げの通知、取下げとみなされる旨の通知又は出願を拒絶若しくは欧州特許を取り消す決定の通知から 3 月以内に提出する。第 66 条に基づく欧州特許出願の効力は、期限内に請求が提出されなかった場合は、消滅する。

(2) 変更の請求を、その請求において指定されている締約国の中央工業所有権官庁に移送するときは、それに係る中央工業所有権官庁又は欧州特許庁は、その請求書に欧州特許出願又は欧州特許に関するファイルの写しを添付する。

(3) 第 135 条(4)は、第 135 条(1)(a)及び(2)にいう変更の請求が出願日又は優先権が主張されているときは優先日から 20 月の満了前に移送されなかった場合に適用する。

規則 156 変更が行われたときの公衆に対する情報

(1) 規則 155(2)に基づいて変更の請求に添付された書類は、国内手続に関する書類と同一の条件に基づき、かつ、同一の範囲において、中央工業所有権官庁が公衆の閲覧に供する。

(2) 欧州特許出願の変更から生じた国内特許に関する印刷された特許明細は、当該出願に言及する。

第 IX 部 条約第 IX 部施行規則

規則 157 受理官庁としての欧州特許庁

(1) 欧州特許庁は、出願人が本条約及び PCT(特許協力条約)の締約国の居住者又は国民である場合は、PCT の意味における受理官庁として行動する権原を有する。(3)を損なうことなく、出願人が欧州特許庁を受理官庁として選択する場合は、国際出願は、直接に欧州特許庁に対して行う。第 75 条(2)を準用する。

(2) 欧州特許庁が PCT に基づく受理官庁として行動する場合は、国際出願は、英語、フランス語又はドイツ語で行う。欧州特許庁長官は、国際出願及びその関連事項は 2 通以上を提出すべき旨を定めることができる。

(3) 国際出願が受理官庁としての欧州特許庁への送付のために締約国の当局に提出された場合は、締約国は、出願書類がその提出日から又は優先権が主張されている場合は優先日から 13 月の末日前 2 週間より遅くないときに欧州特許庁に到着するようにしなければならない。

(4) 国際出願の送付手数料は、出願の提出日から 1 月以内に納付する。

規則 158 国際調査機関又は国際予備審査機関としての欧州特許庁

(1) PCT 第 17 条(3)(a)の場合は、国際調査が行われる追加の発明の各々に対して追加の国際調査手数料を納付する。

(2) PCT 第 34 条(3)(a)の場合は、国際予備審査が行われる追加の発明の各々に対して国際予備審査の追加手数料を納付する。

(3) 追加手数料が異議申立に基づいて納付された場合は、所定の異議申立手数料の納付を条件として、その異議申立を PCT 規則 40.2(c)から(e)まで又は PCT 規則 68.3(c)から(e)までに従って審査する。この手続に関する追加の明細は、欧州特許庁長官が定める。

規則 159 指定官庁又は選択官庁としての欧州特許庁—欧州段階への移行の要件

(1) 第 153 条に基づく国際出願に関しては、出願人は、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から 31 月以内に次の行為をする。

(a) 該当する場合は、第 153 条(4)に基づいて要求される国際出願の翻訳文を提出すること

(b) 欧州特許庁与手続の基礎とする、原提出時の又は補正後の出願書類を指定すること

(c) 第 78 条(2)に規定された出願手数料を納付すること

(d) 規則 39 に基づく期間がそれより前に満了している場合は、指定手数料を納付すること

(e) 補充的欧州調査報告が作成されるべき場合は、調査手数料を納付すること

(f) 第 94 条に定められた審査請求を提出すること。ただし、規則 70(1)に基づく期間がそれより前に満了していることを条件とする。

(g) 第 86 条(1)に定められた第 3 年度に関する更新手数料を納付すること。ただし、その手数料の納付期限が規則 51(1)に基づきそれより前に到来していることを条件とする。

(h) 該当する場合は、第 55 条(2)及び規則 25 にいう博覧会の証明書を提出すること

(2) 審査部は、PCT 第 25 条(2)(a)に基づく欧州特許庁の決定をする権限を有する。

規則 160 一定の要件の不履行の結果

(1) 国際出願の翻訳文若しくは審査請求書の何れかが期限内に提出されない場合又は出願手

数料，調査手数料又は指定手数料が期限内に納付されない場合は，欧州特許出願は取り下げられたものとみなす。

(2) 欧州特許庁は，出願が(1)に基づいて取り下げられたものとみなされたときは，これを出願人に通知する。規則 112(2)を準用する。

規則 161 出願の補正

(1) 欧州特許庁が，欧州特許庁国際調査機関として，及び PCT 第 31 条に基づく要求が出されているときは Euro-PCT 出願についての国際予備審査機関としても行動した場合は，出願人に対し，国際調査機関の見解書又は国際予備審査報告に関して意見を述べる機会を与え，適切などきは見解書又は国際予備審査報告に認められる欠陥があればそれを補正し，それぞれの通知から 6 月の期限内に明細書，クレーム及び図面を補正することを求める。欧州特許庁が補充的国際調査報告を作成した場合は，第 1 文に従う求めは，PCT 規則 45 の 2.7(e)に従って出された説明に関して発する。第 1 文又は第 2 文の求めに関して，出願人が応じないか又は意見を述べない場合は，出願は取り下げられたものとみなす。

(2) 欧州特許庁が Euro-PCT 出願に関して補充的欧州調査報告を作成する場合は，出願は，その旨の出願人への通知から 6 月以内に 1 回補正することができる。補正後の出願が補充的欧州調査の基礎として用いられる。

規則 162 手数料を生じさせるクレーム

(1) 欧州特許付与手続の基礎となる出願書類が 15 を超えるクレームを含んでいる場合は，手数料に関する規則に規定のとおりクレーム手数料を 16 番目及びそれに続く各クレームについて，規則 159(1)に基づく期間内に納付しなければならない。

(2) クレーム手数料が期限内に納付されていない場合は，その手数料は，規則 161(1)又は場合により(2)に基づく期間内に納付することができる。この期間内に補正クレームが提出された場合は，クレーム手数料は，当該補正クレームに基づいて計算され，この期間内に納付しなければならない。

(3) (1)に基づく期間内に納付され，かつ，(2)第 2 文に基づく納付義務額を超えているクレーム手数料は，返却する。

(4) クレーム手数料が期限内に納付されない場合は，それに係るクレームは，放棄されたものとみなす。

規則 163 欧州特許庁による一定の方式要件の審査

(1) 規則 19(1)に基づく出願人の指定が規則 159(1)に基づく期間内にされていない場合は，欧州特許庁は，出願人に対し，2 月以内にその指定をするよう求める。

(2) 先の出願の優先権が主張されており，また，規則 52(1)及び規則 53 に規定された先の出願の番号又はその写しが，規則 159(1)に基づく期間内に提出されていない場合は，欧州特許庁は，出願人に対し，2 月以内にその番号又は写しを提出するよう求める。規則 53(2)を適用する。

(3) 規則 159(1)に基づく期間の満了時に，PCT に基づく実施細則に定められている基準に従った配列リストが欧州特許庁にとって利用可能でない場合は，出願人は，欧州特許庁長官によって定められた規則に従った配列リストを 2 月以内に提出するよう求められる。規則 30(2)

及び(3)を準用する。

(4) 規則 159(1)に基づく期間の満了時に、何れかの出願人に関する宛先、国籍又は居所若しくは主な営業所が所在する国が欠落している場合は、欧州特許庁は、その出願人に対し、2月以内にそれらの事項を届け出るよう求める。

(5) 規則 159(1)に基づく期間の満了時に、第 133 条(2)の要件が満たされていない場合は、欧州特許庁は、出願人に対し、2月以内に職業代理人を選任するよう求める。

(6) (1)、(4)又は(5)に記載した欠陥が期限内に補充されない場合は、欧州特許出願を拒絶する。(2)に記載した欠陥が期限内に補充されない場合は、優先権は、その出願に関して喪失する。

規則 164 発明の単一性及び更なる調査

(1) 欧州特許庁が、補充的欧州調査の基礎として使用される出願書類が発明の単一性要件を満たしていないと考える場合は、同庁は次のことを行う。

(a) 出願書類中のクレームに最初に記載された発明又は第82条の意味における一群の発明に係わる部分に関する部分的補充調査報告書を作成すること

(b) 補充的欧州調査が他の発明を対象とするためには、関係する各発明に関して、2月以内に追加の調査手数料を納付しなければならないことを出願人に通知すること、及び

(c) 出願書類中の調査手数料が納付されている発明に係わる部分について補充的欧州調査報告書を作成すること

(2) 補充的欧州調査報告書が省略され、かつ、審査部が、審査の基礎として使用する出願書類において、国際調査機関又は補充国際調査のために特定された機関としての立場で欧州特許庁が調査しなかった発明又は第82条の意味における一群の発明がクレームされていると判断する場合は、審査部は次のことを行う。

(a) 調査は、調査手数料が2月以内に納付された発明に関して行われる旨を出願人に通知すること

(b) (a)に従って行われた調査の結果を、次のものと共に交付すること

— 第94条(3)並びに規則71(1)及び(2)に基づく通信であって、それにより審査部が出願人に対し当該結果に関して意見を述べ、明細書、クレーム及び図面を修正する機会を与えるもの、又は

— 規則71(3)に基づく通信

(c) 該当する場合は、(b)に基づいて交付された通信において、出願人に対し、国際調査機関又は補充的国際調査のために特定された機関としての立場での欧州特許庁により作成された調査報告書の対象であり、又は(a)に基づく手続に従って行われた調査の対象である1の発明又は第82条の意味における一群の発明に出願を限定するよう求めること

(3) (2)(a)に基づく手続においては、規則62a及び規則63を準用する。

(4) 規則62及び規則70(2)は、(2)に従って行われた調査の結果には適用しない。

(5) (1)又は(2)に基づく手数料は、出願人が返却を請求し、かつ、(1)(b)又は(2)(a)に基づく通信が正当でなかったと審査部が認める場合は、返却される。

規則 165 第 54 条(3)に基づく抵触出願としての Euro-PCT 出願

Euro-PCT 出願は、第 153 条(3)又は(4)に定めた条件に加え、規則 159(1)(c)に基づく出願手

数料が納付されている場合は，第 54 条(3)に基づく技術水準に含まれているとみなす。